

令和5年度決算特別委員会 提出資料

令和6年9月19日提出

NO	決算書頁	費目	資料名	担当課	頁
1	46	入湯税 入湯税	入湯税の実績推移（5年間）	税務課	6
2	49	負担金 総務費負担金	負担金それぞれの実績推移（5年間）	関係各課	7
3	50	負担金 民生費負担金	保育料の他市比較に関する資料	保育課	8
4	51	負担金 教育費負担金	学校給食費助成の状況（福岡県内）	学校給食課	9
5	51	負担金 教育費負担金	学校給食費負担金の実績推移（5年間）	学校給食課	13
6	52	使用料 総務使用料	人権啓発センター使用料の根拠及び実績推移（5年間）	人権・同和政策課	15
7	53	使用料 土木使用料	住宅使用料の収納実績推移（5年間）	住宅課	16
8	54	手数料 衛生手数料	ごみ袋販売実績推移及びし尿処理手数料収納実績推移（数量、金額）	環境対策課	17
9	54	手数料 衛生手数料	過去5年分の指定ごみ袋（可燃大中小）の販売実績（枚数、金額）がわかるもの	環境対策課	19
10	64	県補助金 教育費補助金	地域活動指導員設置事業費補助金の実績推移及び配置状況が暦年でわかるもの	生涯学習課	20
11	65	委託金 総務費委託金	地域人権啓発活動活性化事業委託金の実績推移（制度発足以降）	人権・同和政策課	22
12	67	財産売却収入 物品売却収入	不用品売却の実績一覧	契約整備課	23
13	67	寄附金 一般寄附金	一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金の実績一覧（5年間）	特産品振興・ふるさと応援課 社会・障がい者課 福祉社務課 教育総務課 文化課	24

令和5年度決算特別委員会 提出資料

令和6年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
14	67	基金繰入金	基金ごとの繰入実績一覧（10年間）	財 政 課	25
15	73	雑 入 雑 入	児童クラブ利用料の実績推移（5年間） 児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況	学 校 教 育 課	26
16	92	総務管理費 人権推進費	人権啓発センター管理運営事業の内訳について	人権・同和政策課	28
17	93	総務管理費 人権推進費	部落差別解消推進団体補助金の実績推移	人権・同和政策課	29
18	93	総務管理費 人権推進費	人権推進対策関係補助金、負担金交付団体（目的、規約、 決算書）について	人権・同和政策課	30
19	93	総務管理費 人権推進費	補助金交付団体の役員の活動状況（人件費、出勤、業務内 容）について	人権・同和政策課	47
20	94	総務管理費 交流センター費	交流センター施設管理事業費について	まちづくり推進課	48
21	105	社会福祉費 社会福祉総務費	社会福祉施設の維持補修の実績	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	49
22	106	社会福祉費 社会福祉総務費	原油価格・物価高騰対策事業の成果について	生活応援臨時対策室	50
23	109	社会福祉費 高齢者福祉費	長寿祝金・敬老祝品の実績推移	高 齢 者 支 援 課	51
24	109	社会福祉費 高齢者福祉費	シルバー人材センター補助金の実績推移	高 齢 者 支 援 課	52
25	109	社会福祉費 高齢者福祉費	老人クラブ連合会活動推進事業費補助金の実績推移	高 齢 者 支 援 課	53
26	110	社会福祉費 障がい者福祉費	児童発達支援給付費の実績推移	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	54
27	111	社会福祉費 障がい者福祉費	サン・アビリティーズいづか指定管理委託料の推移及び 改修工事实績	社 会 ・ 障 が い 者 福 祉 課	55
28	113	社会福祉費 集会所費	集会所等整備事業の実績と計画	人権・同和政策課	56

令和5年度決算特別委員会 提出資料

令和6年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
29	113	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	保育士確保対策事業費関係の実績（助成金・補助金・貸付金）推移	保 育 課	57
30	114	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	低所得子育て世帯生活支援特別給付金の成果	こ ども 家 庭 課	59
31	114	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	児童虐待防止関連事業の内容がわかるもの	こ ども 家 庭 課	60
32	115	児 童 福 祉 費 児 童 福 祉 総 務 費	虐待の状況、支援の状況の詳細がわかるもの	こ ども 家 庭 課	67
33	116	児 童 福 祉 費 児 童 措 置 費	電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業の内訳	保 育 課	68
34	120 121	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ運営等委託料の実績推移（3年間）	学 校 教 育 課	69
35	120 121	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ運営状況（3年間）	学 校 教 育 課	69
36	120 121	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童クラブ遊戯室におけるエアコンの設置状況がわかるもの	学 校 教 育 課	70
37	121 122	児 童 福 祉 費 青 少 年 対 策 費	児童館・児童センターの大規模改造事業がわかるもの	教 育 総 務 課	71
38	131	保 健 衛 生 費 環 境 対 策 費	再生可能エネルギー導入目標等策定支援謝礼金の内容がわかるもの	環 境 整 備 課	72
39	131	保 健 衛 生 費 環 境 対 策 費	再生可能エネルギー導入目標等策定支援委託料の内容がわかるもの	環 境 整 備 課	73
40	133	清 掃 費 清 掃 総 務 費	ふくおか県央環境広域施設組合負担金の実績推移及び根拠	環 境 対 策 課	74
41	133	清 掃 費 ご み 処 理 費	収集運搬体制及びルートがわかるもの	環 境 対 策 課	75
42	134	清 掃 費 し 尿 処 理 費	収集運搬体制及びルートがわかるもの	環 境 対 策 課	77
43	143	商 工 費 商 工 業 振 興 費	筑前茜染製品作製委託料	特 産 品 振 興 ・ ふ る さ と 応 援 課	79

令和5年度決算特別委員会 提出資料

令和6年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
44	143	商 工 費 商 工 業 振 興 費	筑前茜染協議会補助金	特 産 品 振 興 ・ ふ る さ と 応 援 課	80
45	143	商 工 費 商 工 業 振 興 費	筑前茜染協議会公金外横領に関する資料	特 産 品 振 興 ・ ふ る さ と 応 援 課	81
46	144	商 工 費 商 工 業 振 興 費	沢井製菓の進出に関する地元協議の状況がわかるもの	経 済 政 策 推 進 室 ( 企 業 誘 致 担 当 )	83
47	148	商 工 費 観 光 費	観光協会補助金の根拠と推移 (5年間)	商 工 観 光 課	84
48	148	商 工 費 観 光 費	サンビレッジ茜整備事業費の推移	ス ポ ー ツ 振 興 課	85
49	151	道 路 橋 り よ う 費 道 路 橋 り よ う 維 持 費	道路橋りょう維持費・各所維持修繕工事における推移および実績区域がわかるもの (10年間)	土 木 管 理 課	86
50	152	道 路 橋 り よ う 費 道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	道路橋りょう新設改良費・各所改良工事における推移及び実績区域がわかるもの (10年間)	土 木 管 理 課 土 木 建 設 課	87
51	152	道 路 橋 り よ う 費 道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	旧楽市小学校道路新設工事の経過について	財 産 活 用 課	88
52	155	都 市 計 画 費 都 市 計 画 総 務 費	菰田・堀池地区活性化事業に係る委託料及び負担金の概要	都 市 計 画 課	89
53	156	都 市 計 画 費 街 路 事 業 費	県道新飯塚潤野線整備事業に係る負担金の概要	都 市 計 画 課	89
54	159	住 宅 費 住 宅 管 理 費	空き家募集と入居状況の推移がわかるもの (5年間)	住 宅 課	90
55	160	住 宅 費 住 宅 建 設 費	相田公営住宅建替事業の経過がわかるもの	住 宅 課	91
56	163	消 防 費 災 害 対 策 費	避難所整備の経過について	防 災 安 全 課	99
57	167	教 育 総 務 費 人 権 教 育 費	NPO人権ネットいづかの実態、及び委託料の推移がわかるもの	人 権 ・ 同 和 政 策 課	100
58	170 174	小 学 校 費 費 教 育 振 興 費 中 学 校 費	就学援助実施状況推移 (小・中別に)	教 育 総 務 課	112

令和5年度決算特別委員会 提出資料

令和6年9月19日提出

NO	決算書 頁	費 目	資 料 名	担 当 課	頁
59	178	社 会 教 育 費 社 会 教 育 総 務 費	地域活動指導員の採用基準と配置状況推移	生 涯 学 習 課	113
60	188	保 健 体 育 費 保 健 体 育 施 設 整 備 費	グラウンドゴルフ場整備費について	ス ポ ー ツ 振 興 課	114
61	189	保 健 体 育 費 学 校 給 食 費	給食調理委託状況の推移	学 校 給 食 課	115
62		総括	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業の近隣各市との比較	生活応援臨時対策室	118
63		総括	福岡ソフトウェアセンターへの業務委託及び物品調達の一覧（5年間）	関 係 各 課	120
64		総括	電算入力業務の委託先一覧（5年間）	税 務 課	124
65	196	国民健康保険特別会計	国民健康保険税の他都市比較推移（平成29年度以降）	医 療 保 険 課	126
66	204	国民健康保険特別会計	国民健康保険給付費等準備基金の残高推移（2016年度以降）	医 療 保 険 課	127
67	208	介護保険特別会計	全国・県内介護保険料比較表（第4期～第9期）	介 護 保 険 課	128
68	219	介護保険特別会計	介護保険給付費等準備基金の残高推移（2016年度以降）及び他都市比較資料	介 護 保 険 課	130
69	232	小型自動車競走事業特別会計	JKA交付金の推移（日本トーターへの包括的民間委託開始以降）	公 営 競 技 事 業 所	134
70	233	小型自動車競走事業特別会計	メインスタンド整備状況がわかるもの	公 営 競 技 事 業 所	135

# 入湯税の実績推移(5年間)

税務課

○実績推移

(単位:人、円)

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	調定額	人数	調定額	人数	調定額	人数	調定額	人数	調定額
日帰り(100円)	15,707	1,570,700	5,335	533,500	2,146	214,600	1,068	106,800	1,013	101,300
宿泊(150円)	5,710	856,500	386	57,900	266	39,900	259	38,850	369	55,350
合 計	21,417	2,427,200	5,721	591,400	2,412	254,500	1,327	145,650	1,382	156,650

# 負担金それぞれの実績推移(5年間)

関係各課

(単位:円)

No.	負担金名称	負担金 性質	所管課	決算額				
				令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	企業局負担金	人件費 物件費	人事課	12,144,053	13,911,617	10,795,114	7,392,610	6,661,864
			情報管理課	4,822,432	4,060,974	4,012,149	4,428,049	3,767,824
			契約課	5,500	5,500	5,500	546,800	505,065
			穂波支所市民窓口課	3,626,587	3,773,658	4,048,023	4,277,122	4,394,065
			会計課	0	0	0	2,118,327	1,862,135
2	消防組合負担金	人件費	人事課	1,751,344	932,459	0	110,913	142,243
3	飯塚研究開発機構負担金	人件費	人事課	0	2,971,657	2,970,433	2,949,975	3,584,191
4	職員組合負担金	物件費	総務課	97,955	98,643	100,545	146,270	167,494
			穂波支所市民窓口課	43,374	44,434	56,268	98,141	97,637
			穎田支所市民窓口課	4,411	23,419	24,850	25,312	21,918
5	土地開発公社負担金	人件費 物件費	総務課	58,122	0	0	0	0
			人事課	8,454,487	0	0	0	0
6	公平委員会負担金	人件費 物件費 補助費等	監査事務局	4,217	1,458	1,293	13,829	4,555
7	福岡県自治振興組合負担金	人件費	人事課	0	0	0	0	8,591,311
8	後期高齢者医療広域連合負担金	人件費	人事課	0	0	0	6,523,507	6,807,726
9	移住促進事業市町村負担金	物件費	総合政策課	58,000	58,000	0	0	17,000
10	職員合同研修・交流事業市町村負担金	物件費 補助費等	人事課	73,171	30,216	39,208	185,257	111,743
11	ふくおか県央環境広域施設組合負担金	人件費	人事課	100,557,829	102,760,112	95,104,658	93,435,458	86,038,359
12	女性活躍研修事業市町村負担金	物件費 補助費等	男女共同参画推進課	0	0	0	41,600	43,836
13	戸籍情報システム共同利用市町村負担金	人件費 物件費	市民課	1,278,000	756,000	684,000	813,375	801,000
合計				132,979,482	129,428,147	117,842,041	123,106,545	123,619,966

# 保育料の他市比較に関する資料

保育課

令和6年9月10日調査

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
1	田川市	0	※1(平成31年4月1日～)
1	大任町	0	※1(平成31年4月1日～)
1	川崎町	0	※1(令和元年10月1日～)
1	赤村	0	※1(平成31年4月1日～)
1	香春町	0	※1(令和4年4月1日～)
1	添田町	0	※1(令和5年4月1日～)
1	福智町	0	※1(令和5年4月1日～)
1	糸田町	0	※1(令和5年10月1日～)
9	大川市	18,300	
10	みやま市	36,000	
11	豊前市	38,000	
12	桂川町	41,010	※1
13	嘉麻市	41,480	※1
14	中間市	43,000	※1
14	八女市	43,000	
16	柳川市	44,000	
17	福岡市	44,600	
18	小竹町	44,800	※1
19	久留米市	45,600	
20	筑後市	46,500	

順位	市町村名	保育料月額(円)	備考
21	大牟田市	47,000	
22	うきは市	48,000	
23	直方市	48,800	※1
23	飯塚市	48,800	※1
23	春日市	48,800	
26	北九州市	49,800	
27	行橋市	50,000	※1
28	宮若市	50,110	※1
29	小郡市	52,000	
30	大野城市	52,700	
31	古賀市	52,740	
32	筑紫野市	53,000	
33	糸島市	54,000	
34	鞍手町	54,900	※1
35	朝倉市	56,600	
36	福津市	56,750	
37	宗像市	61,000	※2
37	太宰府市	61,000	※2
37	那珂川市	61,000	※2

○福岡県内の政令市を含む29市及び筑豊地区の10町村を比較。比較基準 市町村民税所得割額19万8千円 1歳児 第1子 標準時間(最大11時間)利用する場合

※1 筑豊地区

※2 国基準額と同額

# 学校給食費助成の状況(福岡県内)

学校給食課

学校給食費の無償化等の実施状況

○対象:学校給食を実施する県内市町村教育委員会(吉富町外一市中学校組合を含む)

	市町村名 (組合を含む)	実施あり (令和5年度以前)	実施予定 (令和6年度中)	実施なし	備考
1	北九州市			○	
2	福岡市			○	
3	大牟田市	○			
4	久留米市	○			
5	直方市	○			
6	飯塚市			○	
7	田川市		○		
8	柳川市	○			
9	八女市	○			
10	筑後市	○			
11	大川市			○	
12	行橋市	○			
13	豊前市	○			
14	中間市	○			
15	小郡市	○			
16	筑紫野市	○			
17	春日市	○			
18	大野城市	○			
19	宗像市			○	
20	太宰府市	○			
21	古賀市			○	

	市町村名 (組合を含む)	実施あり (令和5年度以前)	実施予定 (令和6年度中)	実施なし	備考
22	福津市			○	
23	うきは市	○			
24	宮若市	○			
25	嘉麻市	○			
26	朝倉市	○			
27	みやま市	○			
28	糸島市	○			
29	那珂川市	○			
30	宇美町	○			
31	篠栗町			○	
32	志免町	○			
33	須恵町			○	
34	新宮町			○	
35	久山町			○	
36	粕屋町		○		
37	芦屋町	○			
38	水巻町	○			
39	岡垣町		○		
40	遠賀町			○	
41	小竹町	○			
42	鞍手町	○			
43	桂川町	○			
44	筑前町	○			

	市町村名 (組合を含む)	実施あり (令和5年度以前)	実施予定 (令和6年度中)	実施なし	備考
45	東峰村	○			
46	大刀洗町	○			
47	大木町	○			
48	広川町			○	
49	香春町	○			
50	添田町		○		
51	糸田町			○	
52	川崎町	○			
53	大任町	○			
54	赤村	○			
55	福智町		○		
56	苅田町	○			
57	みやこ町	○			
58	吉富町	○			
59	上毛町	○			
60	築上町	○			
61	組合			○	組合立中学校1校
	計(割合)	41(67.2%)	5(8.2%)	15(24.6%)	

※福岡県教育委員会体育スポーツ健康課が行った学校給食費の無償化に係る実態調査及び本市が各市町村教育委員会に調査した結果をもとに令和6年3月31日現在の内容で作成。

※「実施あり」は、実施期間を問わず学校給食費の全部又は一部を助成した自治体を含む。また、一部無償化(第2子以降無償及び第3子以降無償)を含む。

地方創生臨時交付金等を活用した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組状況(文部科学省調査)

○基準日:令和4年7月29日時点

○対象:学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会

実施・予定状況	回答数(割合)	市町村名(事務組合を含む)
実施している	10(16.4%)	北九州市、大牟田市、八女市、春日市、宮若市、芦屋町、水巻町、鞍手町、筑前町、大木町
実施を予定している	40(65.6%)	福岡市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、久山町、岡垣町、遠賀町、小竹町、桂川町、大刀洗町、広川町、香春町、大任町、福智町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町、東峰村
計	50(82.0%)	
実施を予定していない	11(18.0%)	飯塚市、嘉麻市、須恵町、新宮町、粕屋町、添田町、糸田町、川崎町、苅田町、赤村、吉富町他一市事務組合

※61市町村(事務組合を含む)の状況について、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課及び政令市担当課に確認。

※「実施している」又は「実施を予定している」と回答した自治体には、地方創生臨時交付金、自己財源等を活用している自治体を含む。

# 学校給食費負担金の実績推移(5年間)

学校給食課

(単位:円)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率	
令和元年度	小学校	現年度	302,766,469	299,505,334	0	3,261,135	98.92%
		滞納繰越	20,392,151	3,280,872	0	17,111,279	16.09%
		計	323,158,620	302,786,206	0	20,372,414	93.70%
	中学校	現年度	160,064,797	158,388,660	0	1,676,137	98.95%
		滞納繰越	14,436,919	1,639,960	0	12,796,959	11.36%
		計	174,501,716	160,028,620	0	14,473,096	91.71%
	計	現年度	462,831,266	457,893,994	0	4,937,272	98.93%
		滞納繰越	34,829,070	4,920,832	0	29,908,238	14.13%
		計	497,660,336	462,814,826	0	34,845,510	93.00%
令和2年度	小学校	現年度	300,589,503	296,819,607	0	3,769,896	98.75%
		滞納繰越	20,400,175	2,940,201	163,294	17,296,680	14.41%
		計	320,989,678	299,759,808	163,294	21,066,576	93.39%
	中学校	現年度	163,567,365	161,197,239	0	2,370,126	98.55%
		滞納繰越	14,435,785	1,993,101	61,880	12,380,804	13.81%
		計	178,003,150	163,190,340	61,880	14,750,930	91.68%
	計	現年度	464,156,868	458,016,846	0	6,140,022	98.68%
		滞納繰越	34,835,960	4,933,302	225,174	29,677,484	14.16%
		計	498,992,828	462,950,148	225,174	35,817,506	92.78%
令和3年度	小学校	現年度	325,683,525	322,742,759	0	2,940,766	99.10%
		滞納繰越	21,080,784	2,878,628	7,800	18,194,356	13.66%
		計	346,764,309	325,621,387	7,800	21,135,122	93.90%
	中学校	現年度	176,729,121	174,809,858	0	1,919,263	98.91%
		滞納繰越	14,760,352	1,525,782	23,500	13,211,070	10.34%
		計	191,489,473	176,335,640	23,500	15,130,333	92.09%
	計	現年度	502,412,646	497,552,617	0	4,860,029	99.03%
		滞納繰越	35,841,136	4,404,410	31,300	31,405,426	12.29%
		計	538,253,782	501,957,027	31,300	36,265,455	93.26%

(単位:円)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率	
令和4年度	小学校	現年度	326,129,543	323,045,985	0	3,083,558	99.05%
		滞納繰越	21,152,864	2,144,781	0	19,008,083	10.14%
		計	347,282,407	325,190,766	0	22,091,641	93.64%
	中学校	現年度	180,158,710	178,087,126	0	2,071,584	98.85%
		滞納繰越	15,175,525	1,306,005	0	13,869,520	8.61%
		計	195,334,235	179,393,131	0	15,941,104	91.84%
	計	現年度	506,288,253	501,133,111	0	5,155,142	98.98%
		滞納繰越	36,328,389	3,450,786	0	32,877,603	9.50%
		計	542,616,642	504,583,897	0	38,032,745	92.99%
令和5年度	小学校	現年度	322,317,419	319,058,653	0	3,258,766	98.99%
		滞納繰越	22,110,501	2,267,783	0	19,842,718	10.26%
		計	344,427,920	321,326,436	0	23,101,484	93.29%
	中学校	現年度	180,285,601	177,954,094	0	2,331,507	98.71%
		滞納繰越	15,951,051	997,755	0	14,953,296	6.26%
		計	196,236,652	178,951,849	0	17,284,803	91.19%
	計	現年度	502,603,020	497,012,747	0	5,590,273	98.89%
		滞納繰越	38,061,552	3,265,538	0	34,796,014	8.58%
		計	540,664,572	500,278,285	0	40,386,287	92.53%

人権啓発センター使用料の根拠及び実績推移(5年間)

人権・同和政策課

(単位:人、件、円)

	立岩人権啓発センター					穂波人権啓発センター					筑穂人権啓発センター				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間利用者	3,141	656	1,010	1,686	1,891	4,434	5,117	2,019	3,173	3,502	2,777	1,856	1,779	2,360	2,410
年間使用料	7,230	0	13,600	0	7,700	74,920	30,640	23,910	24,790	46,360	20,780	3,810	3,090	17,230	14,860
減免件数	115	50	74	101	102	220	400	157	269	262	245	191	151	293	300
減免額	509,650	351,210	413,700	694,590	642,860	166,860	265,250	109,300	162,600	136,320	386,610	298,900	289,620	430,750	412,840

年間使用料推移

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
立岩人権啓発センター	7,230	0	13,600	0	7,700
穂波人権啓発センター	74,920	30,640	23,910	24,790	46,360
筑穂人権啓発センター	20,780	3,810	3,090	17,230	14,860
計	102,930	34,450	40,600	42,020	68,920

# 住宅使用料の収納実績推移(5年間)

住宅課

	年度末 入居戸数	区 分	調 定 額 ( 円 )	収 入 済 額 ( 円 )	不納欠損額 (円)	収 入 未 済 額 ( 円 )	還付未済額 ( 円 )	繰 越 額 ( 円 )	徴収率A (%)	徴収率B (%)	
			A	B	C	D=A-B-C	E	D+E	B/A	(B-E)/A	
住宅使用料	平成31 (令和元) 年 度	3,196	現年度分	577,841,800	544,231,970	0	33,609,830	0	33,609,830	94.18	94.18
			滞納繰越分	244,753,983	16,241,524	4,382,140	224,130,319	0	224,130,319	6.64	6.64
			計	822,595,783	560,473,494	4,382,140	257,740,149	0	257,740,149	68.13	68.13
	令和2年度	3,097	現年度分	569,246,000	543,765,867	0	25,480,133	0	25,480,133	95.52	95.52
			滞納繰越分	257,740,149	23,276,566	7,729,632	226,733,951	0	226,733,951	9.03	9.03
			計	826,986,149	567,042,433	7,729,632	252,214,084	0	252,214,084	68.57	68.57
	令和3年度	2,991	現年度分	553,138,600	526,883,520	0	26,255,080	0	26,255,080	95.25	95.25
			滞納繰越分	252,214,084	20,078,246	7,854,284	224,281,554	0	224,281,554	7.96	7.96
			計	805,352,684	546,961,766	7,854,284	250,536,634	0	250,536,634	67.92	67.92
	令和4年度	2,896	現年度分	535,599,300	510,505,520	202,200	24,891,580	15,800	24,907,380	95.31	95.31
			滞納繰越分	250,536,634	15,760,555	7,296,651	227,479,428	0	227,479,428	6.29	6.29
			計	786,135,934	526,266,075	7,498,851	252,371,008	15,800	252,386,808	66.94	66.94
	令和5年度	2,811	現年度分	532,208,700	504,249,300	0	27,959,400	0	27,959,400	94.74	94.74
			滞納繰越分	252,386,808	15,034,179	18,179,809	219,172,820	0	219,172,820	5.95	5.95
			計	784,595,508	519,283,479	18,179,809	247,132,220	0	247,132,220	66.18	66.18

ごみ袋販売実績推移及びし尿処理手数料収納実績推移(数量、金額)

環境対策課

(ごみ袋販売実績推移)

(単位:円、10枚/巻)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
家庭系ごみ袋 (可燃)	大	金額	175,166,600	167,259,400	162,244,940	137,868,500	133,364,000
		巻数	229,830	217,220	213,600	250,670	242,480
	中	金額	111,839,360	92,536,400	102,406,150	88,849,200	82,955,400
		巻数	256,800	210,310	235,120	269,240	251,380
	小	金額	19,757,320	19,529,400	17,011,555	16,021,500	15,665,100
		巻数	90,740	88,770	79,360	97,100	94,940
計(金額)		306,763,280	279,325,200	281,662,645	242,739,200	231,984,500	
家庭系ごみ袋 (かん・びん)	大	金額	4,744,600	4,512,200	3,201,220	3,344,000	3,734,500
		巻数	6,230	5,860	5,100	6,080	6,790
	中	金額	5,816,800	5,429,600	5,074,960	4,270,200	3,996,300
		巻数	13,360	12,340	12,260	12,940	12,110
	小	金額	2,540,240	2,516,800	2,139,665	1,942,050	1,815,000
		巻数	11,660	11,440	10,340	11,770	11,000
計(金額)		13,101,640	12,458,600	10,415,845	9,556,250	9,545,800	
家庭系ごみ袋 (不燃)	大	金額	9,692,340	10,726,100	8,231,080	7,188,500	6,924,500
		巻数	12,710	13,930	11,370	13,070	12,590
	中	金額	4,947,360	5,011,600	3,678,400	3,385,800	3,055,800
		巻数	11,360	11,390	8,950	10,260	9,260
	小	金額	1,778,760	1,755,600	1,357,565	1,339,800	1,273,800
		巻数	8,170	7,980	6,700	8,120	7,720
計(金額)		16,418,460	17,493,300	13,267,045	11,914,100	11,254,100	
家庭系	合計(金額)①		336,283,380	309,277,100	305,345,535	264,209,550	252,784,400
	合計(巻数)		640,860	579,240	582,800	679,250	648,270
事業系ごみ袋 (可燃)	大	金額	199,041,600	192,577,000	181,245,020	143,404,800	144,667,600
		巻数	182,720	175,070	166,780	186,240	187,880
	中	金額	3,558,840	3,927,000	3,862,815	3,776,850	3,960,000
		巻数	5,450	5,950	6,400	7,630	8,000
計(金額)		202,600,440	196,504,000	185,107,835	147,181,650	148,627,600	
事業系ごみ袋 (かん・びん)	大	金額	3,363,200	2,816,000	1,117,160	1,878,800	2,248,400
		巻数	3,090	2,560	1,830	2,440	2,920
事業系ごみ袋 (不燃)	大	金額	3,985,200	3,300,000	1,836,670	2,148,300	3,003,000
		巻数	3,660	3,000	2,280	2,790	3,900
事業系	合計(金額)②		209,948,840	202,620,000	188,061,665	151,208,750	153,879,000
	合計(巻数)		194,920	186,580	177,290	199,100	202,700
粗大ごみシール	金額③		23,544,050	27,271,750	27,673,250	26,870,250	25,927,000
	冊数		8,649	9,917	10,063	9,771	9,428
計(①+②+③)		金額	569,776,270	539,168,850	521,080,450	442,288,550	432,590,400

【～令和3年度】ごみ袋単価(税込)1枚当たり 家庭系:大:770円、中:440円、小:220円 粗大ごみシール:275円 事業系:大1,100円、中:660円

【令和4年度～】ごみ袋単価(税込)1枚当たり 家庭系:大:550円、中:330円、小:165円 粗大ごみシール:275円 事業系:大 770円、中:495円

※令和元年度:10月1日より消費税増税8%から10%に増税。単価と巻数及び金額が不一致。

※令和3年度:令和4年4月1日の料金改定により4月1日に販売店舗にある在庫分について差額の金額を調整(販売店舗に歳入より戻入)したことにより単価と巻数及び金額が不一致。

(し尿処理手数料収納実績)

(単位:円)

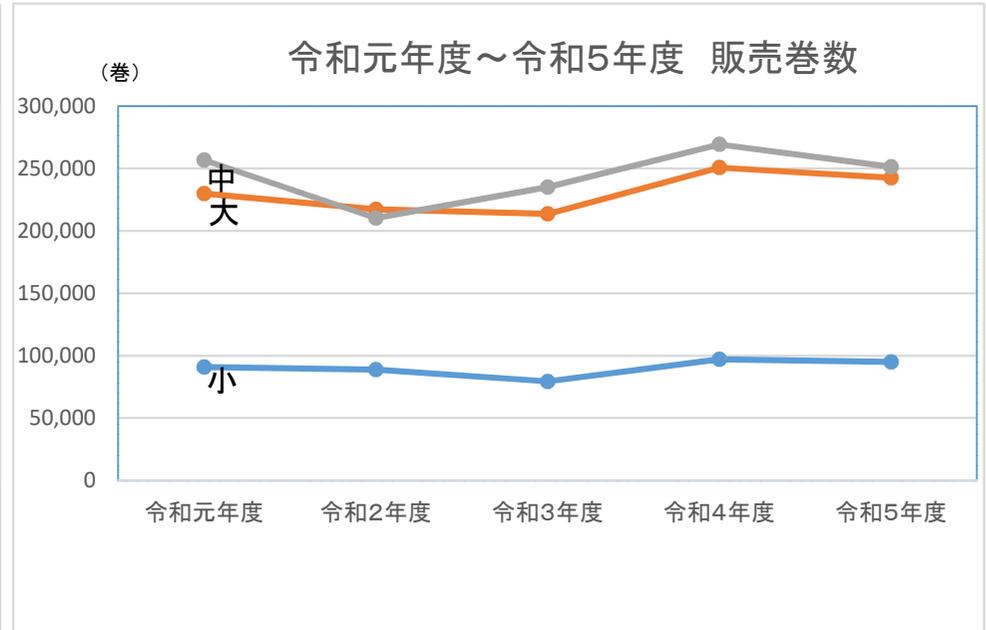
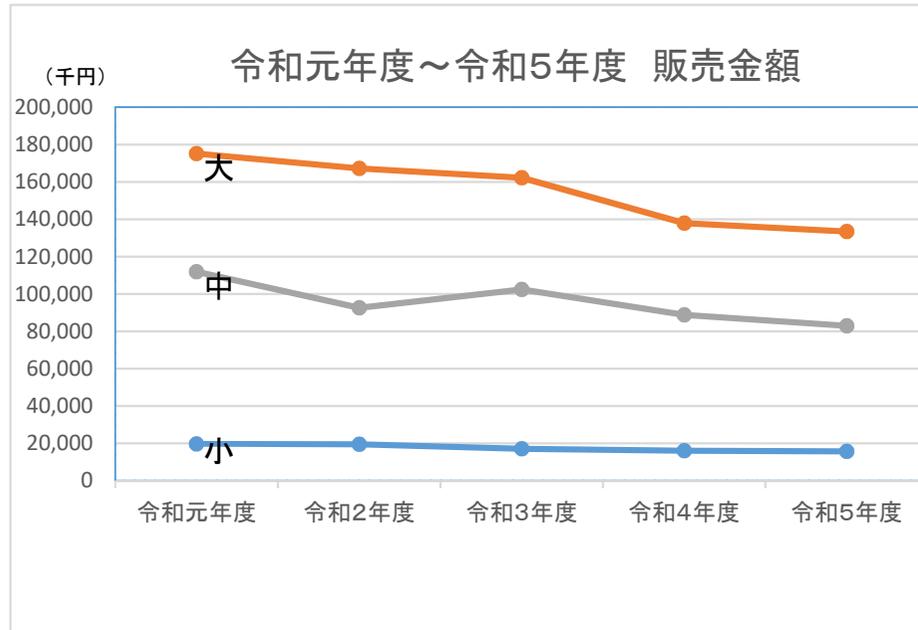
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
し尿処理手数料	数 量	4,831,340	4,902,050	4,834,090	4,641,800	4,668,200	
	金 額	現年分	55,586,903	56,058,761	55,045,404	53,488,967	53,980,270
		滞納繰越分	80,183	107,642	83,358	128,181	113,745
		計	55,667,086	56,166,403	55,128,762	53,617,148	54,094,015

# 過去5年分の指定ごみ袋(可燃大中小)の販売実績(枚数、金額)がわかるもの

環境対策課

(単位:円、10枚/巻)

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
家庭系ごみ袋 (可燃)	大	金額	175,166,600	167,259,400	162,244,940	137,868,500	133,364,000
		巻数	229,830	217,220	213,600	250,670	242,480
	中	金額	111,839,360	92,536,400	102,406,150	88,849,200	82,955,400
		巻数	256,800	210,310	235,120	269,240	251,380
	小	金額	19,757,320	19,529,400	17,011,555	16,021,500	15,665,100
		巻数	90,740	88,770	79,360	97,100	94,940
計(金額)		306,763,280	279,325,200	281,662,645	242,739,200	231,984,500	



# 地域活動指導員設置事業費補助金の実績推移及び配置状況が暦年でわかるもの

生涯学習課

○実績推移表

年度	(円) 例月報酬 月賃金のみ	(円) 例月報酬 手当・賞与	(円) 社会保険料 年間総額	(円) 市職員の 人件費総額	(円) 県費補助対象 額(上限額) 内示額	補助率	(円) 県費 補助金額	補助金額	配置人員数 ※配置した人数
平成26年度	22,728,249	3,853,968	4,281,865	30,864,082	25,322,000	9/10	22,789,800	22,789千円(前年度比+1.2%)	嘱託11名 臨時1名
平成27年度	23,592,720	3,977,253	4,338,336	31,908,309	25,376,000	9/10	22,838,400	22,838千円(前年度比+0.2%)	嘱託11名 臨時1名
平成28年度	22,687,080	3,696,137	4,149,377	30,532,594	25,385,000	8/10	20,308,000	20,308千円(前年度比△11.1%)	嘱託10名 臨時2名
平成29年度	23,243,235	3,877,366	4,308,706	31,429,307	25,385,000	8/10	20,308,000	20,308千円(前年度比±0%)	嘱託10名 臨時2名
平成30年度	22,811,760	3,867,927	4,264,385	30,944,072	25,394,000	8/10	20,315,200	20,315千円(前年度比+0.03%)	嘱託11名 臨時1名
令和元年度	23,730,960	4,529,348	4,595,718	32,856,026	25,403,125	8/10	20,322,500	20,322千円(前年度比+0.03%)	嘱託11名 臨時1名
令和2年度	24,136,072	5,097,389	4,744,111	33,977,572	30,516,600	2/3	20,344,400	20,344千円(前年度比+0.1%)	会計年度任用12名
令和3年度	24,294,200	4,863,946	4,684,163	33,842,309	30,536,100	2/3	20,357,400	20,357千円(前年度比+0.06%)	会計年度任用12名
令和4年度	23,858,960	4,778,193	4,662,199	33,299,352	30,525,600	2/3	20,350,400	20,350千円(前年度比△0.03%)	会計年度任用12名
令和5年度	21,985,557	4,269,720	4,520,276	30,775,553	30,590,100	2/3	20,393,400	20,393千円(前年度比+0.2%)	会計年度任用11名

○配置状況(令和5年度)

雇用形態	担当地区	配置場所	日数	主な業務内容
会計年度任用職員1	飯塚	立岩人権啓発センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員2	飯塚	立岩人権啓発センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員3	穂波	穂波交流センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員4	穂波	穂波交流センター	17日	人権教育啓発活動、放課後子ども教室
会計年度任用職員5	穂波	穂波交流センター	17日	放課後子ども教室
会計年度任用職員6	筑穂	筑穂交流センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員7	筑穂	筑穂交流センター	17日	放課後子ども教室
会計年度任用職員8	庄内	庄内交流センター	17日	人権教育啓発活動
会計年度任用職員9	庄内	庄内交流センター	17日	放課後子ども教室
会計年度任用職員10	潁田	潁田交流センター	17日	人権教育啓発活動、放課後子ども教室
会計年度任用職員11	潁田	潁田交流センター	17日	放課後子ども教室

# 地域人権啓発活動活性化事業委託金の実績推移(制度発足以降)

人権・同和政策課

(歳入)

(単位:千円)

科目名称	款	県支出金															
	項	委託金															
	目	総務費委託金															
	節	総務管理費委託金															
	細節	地域人権啓発活動活性化事業委託金															
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
	30	130	156	146	156	202	167	168	141	88	64	113	48	73	136	97	1,915

## 不用品売払の実績一覧

契約課・環境整備課

	契約締結日	金額	摘要	担当課
1	令和5年5月31日	1,633	廃食用油買取料(4月分)	市民環境部環境整備課
2	令和5年6月28日	6,770	廃食用油買取料(5月分)	市民環境部環境整備課
3	令和5年7月27日	7,188	廃食用油買取料(6月分)	市民環境部環境整備課
4	令和5年8月17日	10,219	廃食用油買取料(7月分)	市民環境部環境整備課
5	令和5年10月3日	2,079	廃食用油買取料(8月分)	市民環境部環境整備課
6	令和5年10月26日	1650	廃食用油買取料(9月分)	市民環境部環境整備課
7	令和5年11月24日	7,991	廃食用油買取料(10月分)	市民環境部環境整備課
8	令和5年12月20日	6,792	廃食用油買取料(11月分)	市民環境部環境整備課
9	令和6年1月24日	10,202	廃食用油買取料(12月分)	市民環境部環境整備課
10	令和6年2月20日	1,259	廃食用油買取料(1月分)	市民環境部環境整備課
11	令和6年3月21日	6,237	廃食用油買取料(2月分)	市民環境部環境整備課
12	令和6年4月16日	8,288	廃食用油買取料(3月分)	市民環境部環境整備課
	小計	70,308		
1	令和5年5月15日	50,160	筑豊40た3240【車両売払い収入】	総務部契約課
2	令和5年7月21日	399,999	筑豊800さ1778【車両売払い収入】	総務部契約課
3	令和5年7月25日	70,400	スポーツラクター外3件【売払い収入】	総務部契約課
4	令和5年8月28日	33,000	スチール什器・給食室備品【売払い収入】	総務部契約課
5	令和5年10月26日	38,500	スチール什器外【売払い収入】	総務部契約課
6	令和5年11月10日	44,000	筑豊40こ6653【車両売払い収入】	総務部契約課
7	令和5年12月5日	599,500	筑豊800さ3343【車両売払い収入】	総務部契約課
8	令和6年2月5日	73,150	乗用草刈機外9件【売払い収入】	総務部契約課
	小計	1,308,709		
	計	1,379,017		

## 一般寄附金、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと応援寄附金の実績一覧(5年間)

特産品振興・ふるさと応援課  
 社会・障がい者福祉課  
 教育総務課  
 文化課

### 一般寄附金

(単位:件、円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	4	16	6	15	14
寄附金額	271,649	3,775,400	772,931	2,068,091	3,570,742

### ふるさと応援寄附金

(単位:件、円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	187,314	376,968	574,043	780,190	872,784
寄附金額	2,163,697,599	4,376,539,454	6,563,981,400	9,085,571,100	10,512,727,800

### 企業版ふるさと応援寄附金

(単位:件、円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1	2	4	8	6
寄附金額	1,000,000	12,000,000	45,300,000	34,100,000	108,800,000

基金ごとの繰入実績一覧(10年間)

財政課  
(単位：千円)

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R5年度末 基金残高	
積立基金	一般会計	財政調整基金	0	0	500,000	810,000	500,000	0	700,000	0	1,000,000	2,000,000	7,232,644
		減債基金	0	0	0	0	0	735,126	735,686	0	0	916,954	7,715,772
		公共施設等整備基金									0	0	1,362,233
		地域振興基金	899,574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000,000
		人材育成基金	5,700	6,356	6,632	7,618	7,575	0	0	0	207	11,098	84,098
		飯塚霊園施設管理基金	0	0	0	0	0	145	292	148	712	6,369	270,303
		かんがい施設整備基金	0	11,300	28,100	5,800	7,100	35,700	8,100	45,200	23,900	30,700	2,569,477
		公園等施設整備基金	0	0	0	0	8,491	0	0	0	0	819	19,050
		ふるさと水と土保全基金	0	0	0	0	26,590	21,450	30,360	22,880	7,315	0	485
		環境保全推進基金	0	4,604	7,134	3,713	9,236	8,709	12,888	10,135	2,778	10,619	18,843
		サンビレッジ茜整備基金	0	0	0	0	6,834	2,674	0	0	0	0	12,880
		調整池施設管理基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,610
		森林整備基金						4,598	13,445	18,641	15,178	12,703	49,832
		ふるさと応援基金						1,304,741	3,493,737	5,618,479	8,438,289	9,132,702	4,714,606
		企業版ふるさと応援基金								0	10,100	56,901	64,201
	小計	905,274	22,260	541,866	827,131	565,826	2,113,143	4,994,508	5,715,483	9,498,479	12,178,865	28,118,034	
特別会計	住宅	住宅特別会計減債基金	0	0	0	0	0	681,844					
	汚水	汚水処理施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0	5,500	5,700	104,579	
	国保	国保給付費等準備基金	63	0	0	0	0	0	0	0	7,500	40,000	902,050
		国保出産費支払資金貸付基金	0	0	0	3,011							
	介護保険	介護給付費等準備基金	51,598	0	0	0	0	77,626	133,243	0	0	0	1,002,345
	介護サービス	特別養護老人ホーム運営基金	163,073										
	小型自動車	小型自動車競走場施設改良基金	63,120	0	0	0	0	40,000	0	0	0	0	1,436,030
	駐車場	市営駐車場整備基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	277,854	0	0	3,011	0	117,626	815,087	0	13,000	45,700	3,445,004	
	積立基金 計	1,183,128	22,260	541,866	830,142	565,826	2,230,769	5,809,595	5,715,483	9,511,479	12,224,565	31,563,038	
運用基金	一般会計	土地開発基金	0	0	0	0	0	797,210	0	0	0	0	1,916,145
		高額療養費支払資金貸付基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,793
		奨学資金貸付基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	503,859
		運用基金 計	0	0	0	0	0	797,210	0	0	0	0	2,441,797
	合計	1,183,128	22,260	541,866	830,142	565,826	3,027,979	5,809,595	5,715,483	9,511,479	12,224,565	34,004,835	

※森林整備基金及びふるさと応援基金は令和元年度、企業版ふるさと応援基金は令和3年度、公共施設等整備基金は令和4年度に新規設置。

※特別養護老人ホーム運営基金は平成26年度、国保出産費支払資金貸付基金は平成29年度、減債基金(住宅新築資金特別会計)は令和2年度で廃止。

児童クラブ利用料の実績推移(5年間)  
 児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況

学校教育課

児童クラブ利用料の実績推移(5年間)

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	繰越額	徴収率B	滞納繰越者数
		A	B	C	E	A-B-C+E	(B-E)/A	(保護者)
平成31年度	現年課税分	87,295,590	85,992,210	0	0	1,303,380	98.51	159人
	滞納繰越分	2,663,330	672,370	0	0	1,990,960	25.25	129人
令和2年度	現年課税分	74,550,750	73,919,020	0	0	631,730	99.15	70人
	滞納繰越分	3,294,340	1,063,840	0	0	2,230,500	32.29	147人
令和3年度	現年課税分	85,778,340	84,435,820	0	3,860	1,346,380	98.43	129人
	滞納繰越分	2,862,230	584,150	40,000	0	2,238,080	20.41	158人
令和4年度	現年課税分	88,459,690	87,583,460	0	0	876,230	99.01	97人
	滞納繰越分	3,254,270	907,020	961,840	0	1,385,410	27.87	115人
令和5年度	現年課税分	92,475,100	91,222,820	0	12,000	1,264,280	98.63	142人
	滞納繰越分	2,263,640	662,120	0	0	1,601,520	29.25	70人

児童クラブ利用料の他市比較及び滞納・減免状況

○他市比較(飯塚市近隣市及び人口10万人前後の市)(令和6年9月6日確認)

市名	通常		延長	
	利用料(1ヶ月)	備考	利用料	備考
飯塚市	4,000円		月額500円/(30分)	月額1,000円/(60分)
嘉麻市	3,000円		—	延長を行っていない
直方市	5,000円		上限月額3,000円	1回では300円
田川市	3,000円	8月のみ月額4,500円	—	延長を行っていない
大牟田市	5,000円	7月・8月のみ月額7,000円	—	延長を行っていない
筑紫野市	7,000円		—	延長を行っていない
春日市	6,000円		上限月額2,000円	1回では200円
大野城市	6,680円	平日のみ月額4,680円	月額2,000円	
宗像市	7,000円		上限月額3,000円	1回では300円
糸島市	5,800円	7月のみ月額6,300円、8月のみ月額8,300円	上限月額2,000円	1回では300円

○滞納状況(令和5年度分)

区分	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	還付未済額 E	繰越額 A-B-C+E	徴収率B (B-E)/A	滞納繰越者数 (保護者)
現年課税分	92,475,100円	91,222,820円	0円	12,000円	1,264,280円	98.63%	142人
滞納繰越分	2,263,640円	662,120円	0円	0円	1,601,520円	29.25%	70人
計	94,738,740円	91,884,940円	0円	12,000円	2,865,800円	96.98%	212人

○減免状況(令和6年3月31日現在)

減免区分	月額利用料	月額減免利用料	児童数	月額減免額
減免対象外	4,000円	0円	1,375人	—
兄弟2子目	3,000円	1,000円	294人	294,000円
兄弟3子目以降	0円	4,000円	37人	148,000円
生活保護世帯	0円	4,000円	27人	108,000円
ひとり親世帯	2,000円	2,000円	373人	746,000円
非課税世帯	2,000円	2,000円	40人	80,000円
計			2,146人	1,376,000円

# 人権啓発センター管理運営事業費の内訳について

人権・同和政策課

(単位:円)

節名称	人権啓発センター管理運営事業費内訳						
	立岩人権啓発センター		穂波人権啓発センター		筑穂人権啓発センター		合計
報償費	429,390	・施設管理作業員謝礼金 ・各種学級・教室講師謝礼金	767,100	・施設管理作業員謝礼金 ・各種学級・教室講師謝礼金	591,720	・施設管理作業員謝礼金 ・各種学級・教室講師謝礼金	1,788,210
旅費	9,800	・研修旅費	0		0		9,800
需用費	1,632,055	・光熱水費	1,218,256	・光熱水費	1,348,257	・光熱水費	4,198,568
役務費	416,062	・デイサービス事業講師 派遣手数料 ・通信運搬費	207,979	・デイサービス事業講師 派遣手数料 ・通信運搬費	183,540	・デイサービス事業講師 派遣手数料 ・通信運搬費	807,581
委託料	1,385,692	・空調設備保守点検委託料 ・電気設備保守点検委託料	1,291,653	・空調設備保守点検委託料 ・電気設備保守点検委託料	2,940,137	・空調設備保守点検委託料 ・電気設備保守点検委託料 ・トイレ改修設計委託料 ・アスベスト含有調査委託料	5,617,482
使用料及び賃借料	1,060,289	・複写機借上料 ・テレビ放送受信料 ・バス借上料	549,249	・複写機借上料 ・テレビ放送受信料 ・バス借上料	19,166	・複写機借上料 ・テレビ放送受信料	1,628,704
工事請負費	0		2,181,300	・フェンス改修工事	7,348,000	・トイレ改修工事	9,529,300
備品購入費	301,620	・消火器 ・AED ・長机	59,400	・消火器	181,500	・AED	542,520
負担金補助及び交付金	241,000	・福岡県隣協負担金 ・嘉飯桂隣協負担金	0		0		241,000
合計	5,475,908		6,274,937		12,612,320		24,363,165

# 部落差別解消推進団体補助金の実績推移

人権・同和政策課

・該当団体一覧

部落解放同盟飯塚市協議会	全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会
--------------	---------------------

・2006年度以降交付実績

(単位:円)

	2006年度 (平成18年度)	2007年度 (平成19年度)	2008年度 (平成20年度)	2009年度 (平成21年度)	2010年度 (平成22年度)	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	58,870,000	50,685,300	47,377,500	37,000,000	36,777,425	32,096,106	24,098,113	24,099,030
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	5,331,000	4,797,900	3,701,700	2,960,000	2,856,427	2,569,374	2,569,193	2,569,012

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	24,097,229	21,491,759	20,934,562	20,987,596	20,304,000	19,180,475	13,287,690	13,560,470
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	2,569,123	2,568,963	2,539,076	2,539,337	2,524,000	2,524,000	1,179,000	2,548,000

	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
部落解放同盟飯塚市協議会	16,208,322	16,481,771
全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会	2,548,000	2,548,000

# 人権推進対策関係補助金、負担金交付団体(目的、規約、決算書)について

人権・同和政策課

団 体 名	資 料 名	ページ
部落解放同盟飯塚市協議会	1 部落解放同盟飯塚市協議会規約	31
	2 2023年度(令和5年度)部落解放同盟飯塚市協議会活動報告	33
	3 2023年度部落解放同盟飯塚市協議会決算書	36
全日本同和会福岡県連合会 飯塚支部協議会	1 全日本同和会飯塚支部協議会規約	37
	2 令和5年度事業報告書	38
	3 令和5年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会決算書	38
飯塚人権擁護委員協議会	1 飯塚人権擁護委員協議会会則	39
	2 令和5年度収支決算書	41
福岡県隣保館連絡協議会	1 福岡県隣保館連絡協議会会則	41
	2 2023年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算	43
嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会	1 嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則	43
	2 2023年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書	44
人権・同和政策課	人権推進事業決算書(3年間)	45

# 部落解放同盟飯塚市協議会 規約

## 第1章 総則

### 第1条

本会は部落解放同盟飯塚市協議会と称し、事務所を福岡県飯塚市伊岐須869-1に置く。

### 第2条

本会は部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的とする。

### 第3条

本会は飯塚市内の部落を拠点とし、前条の目的を達成するために活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体であり、差別と闘うすべての人々との連帯をめざす。

## 第2章 同盟員

### 第4条

部落解放同盟の綱領、並びに本会の規約を承認し、別に定める所定の手続きを経て、本会に加入する部落住民・部落出身者を同盟員とする。

### 第5条

本会を脱退しようとする者は、所定の脱退届を提出し、各級機関の承認を受けなければならない。所定の手続きを経ずに脱退した者、または長期にわたって同盟費を滞納し、その義務を放棄したものは除籍処分とする。

### 第6条

同盟員は支部に所属することとし、所定の同盟費を納め、本会の諸決定に従い、かつ本会の目的達成のために積極的に活動し、諸集會に参加し役員を選び、また選ばれるものとする。

なお、支部外に居住する部落出身者が同盟員になる場合は、近隣の支部に所属するか、直轄同盟員になることができる。ただし、直轄同盟員は役員に選ばれない。

本会の目的に賛同し、同盟員としての趣旨を理解して活動する者は賛助会員とすることができる。ただし、本会の役員には選ばれない。

## 第3章 組織

### 第7条

本会の基礎組織は支部であり、支部は部落を単位として、10名(世帯)以上の同盟員をもって組織することができる。ただし、少数点在部落について、複数の部落を単位として支部を組織することができる。

また、10世帯未満の部落においても単独で支部を組織することもできる。

これらの場合、市協委員会の決定並びに県連の審査決定と中央本部の承認をうけなければならない。

### 第8条

支部を組織するときは、支部登録申請書、支部員名簿、支部役員名簿、支部規約を提出し、市協委員会の承認を得て県連に提出し、中央本部の承認を要する。

### 第9条

本会は円滑な目的達成のために次の区分に掲げる支部統括を置く。支部統括は地域内の支部への連絡徹底、機関誌の配送や日常での同盟員の相談活動・市協への連絡などにあたり、執行権を有しない。

- ・飯塚地区支部統括・筑穂地区支部統括・穂波地区支部統括
- ・颯田地区支部統括・庄内地区支部統括

## 第4章 機関

### 第10条

本会に次の機関を置く。

- 1 定期大会
- 2 市協委員会
- 3 執行委員会
- 4 統制委員会
- 5 財務委員会

### 第11条

大会は本会の最高決議機関であって、市協委員会の決定に基づき毎年1回、執行委員長が召集する。

但し、市協委員会が必要と認めて決定したときは、または同盟員の3分の1以上の申請があったときは、臨時大会を召集しなければならない。

### 第12条

大会は各支部から選出された代議員及び市協委員・役員をもって構成する。代議員定数及び選出方法は、市協委員会で決定する。

### 第13条

大会は代議員定数の3分の2以上の出席をもって成立し、大会構成員の過半数をもって決議する。

### 第14条

執行委員・市協委員の定数は規定で定める。

### 第15条

市協委員会は大会に次ぐ決議機関であって、各支部統括より選出された委員をもって構成し、執行委員長が必要と認めたとき召集する。但し、市協委員総数の3分の1以上の請求があったときは速やかに召集しなければならない。

### 第16条

市協委員会は市協委員・執行委員をもって構成し、その決定事項については大会に対して責任を負う。決議については第13条に準ずる。

## 第17条

執行委員会は本会の執行機関であり、執行委員長、副執行委員長、書記長、財務委員長、執行委員をもって構成し、必要に応じて執行委員長が随時これを招集する。

## 第18条

執行委員会のもとに書記局を設置し、部・局及び各種委員会を設けることができる。書記局及び各種委員会の構成員は執行委員会の決定に基づき、執行委員長が任免する。

## 第19条

執行委員会は大会及び市協委員会の諸決定を執行し、その執行について大会及び市協委員会に対して責任を負う。

## 第20条

財務委員会は財務委員をもって構成し、必要に応じて財務委員長が招集する。財務委員会は市協委員会の提起により本会の財務について審議し、決定することができる。但し、これを市協委員会に報告し承認を受けるものとする。

## 第21条

統制委員会は統制委員をもって構成し、必要に応じて統制委員長が召集する。統制委員長は統制委員の互選によるものとする。統制委員会は執行委員会の提起により規律に違反する行為等を審査し、それに対する処分を決定して、大会に報告するものとする。

## 第22条

会計監査は本会の会計事務の監督・経理の監査をおこない、これを大会に報告するものとする。

## 第5章 役員

### 第23条

本会に次の役員を置く。

1 執行委員長	1名
2 副執行委員長	2名以内
3 書記長	1名
4 財務委員長	1名
5 執行委員	若干名
6 会計監査	3名
7 統制委員	5名
8 財務委員	5名

### 第24条

執行委員長は本会を代表し、本会の諸活動を総括統理する。副執行委員長は執行委員長を補佐し執行委員長事故あるときはこれを代行する。書記長は本会の業務を統轄し、書記局・各部署の業務遂行にあたる。財務委員長は本会の会計を司る。執行委員は執行委員会の職務を分掌する。

会計監査は本会の会計事務を監査する。統制委員は本会の統制事案を処理する。財務委員は本会の財務事案を処理する。

## 第25条

役員の任期は2年とし、役員選出については役員選挙規定による。ただし、再任はさまたげない。

## 第6章 会計

### 第26条

本会の会計は同盟会費、寄付金、助成金、その他の収入でまかなう。会計事務処理においては会計事務の適切をはかる。

### 第27条

本会の会計年度はその年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 第28条

本会の予算と決算は大会の承認を要する。

## 第7章 規律

### 第29条

本会の名誉を汚損し、規約に違反し、機関の決定に従わない等の行為ある同盟員は市協統制委員会で審査し、「除名」・「除籍」・「除籍勧告」・「活動停止」・「役職停止」・「戒告」その他の統制処分をおこない、また解除することができる。ただし、除名処分については県連統制委員会を経由して、中央統制委員会の審査承認を必要とする。尚、活動停止や役職停止処分は2年を限度とする。統制処分を受け、不服の場合は県連統制委員会に抗告することができる。

### 第30条

機関の決定に従わない等の重大な組織違反行為のある支部統括もしくは支部に対して、市協委員会の決定により組織の解散、機関解体、機関活動停止その他の組織統制処分を行い、また解除することができる。

## 第8章 付則

### 第31条

市協委員会の決定により本会に顧問を置くことができる。顧問は執行委員会の諮問に応じて助言するものとし、重要事項につき建議することができる。

### 第32条

本会の諸規定の改廃は市協委員会の決議を要する。

### 第33条

本規約の改廃については大会出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第34条  
支部規約は本会の規約に準ずるものとする。

第35条  
本規約は決定と同時に効力を発する。

- 2008年4月 6日 第1回定期大会において決定した。
- 2010年4月25日 第3回定期大会において一部改正した。
- 2011年4月 9日 第4回定期大会において一部改正した。

1 各種会議・研修会

会議・集会・研修	開催日	開催場所	出席者	備考
定期大会	2023. 4. 9	伊岐須会館	36名	第16期定期大会
福岡県大会	2023. 7. 29	パピヨン24ガスホール	26名	第73回県連大会
全国大会	2024. 3. 1~2	日本教育会館一ツ橋ホール	3名	第81回全国大会
福岡県委員会	2023. 6. 15	県連解放センター	4名	第72期第3回県委員会
	2023. 7. 5	県連解放センター	1名	第72期第4回県委員会
	2023. 12. 13	県連解放センター	3名	第73期第1回県委員会
	2024. 2. 13	県連解放センター	4名	第73期第2回県委員会
飯塚市協議会	2023. 4. 7	伊岐須会館	19名	第15期第6回市協委員会
	2023. 5. 19	伊岐須会館	17名	第16期第1回市協委員会
	2023. 7. 14	伊岐須会館	17名	第16期第2回市協委員会
	2023. 9. 22	伊岐須会館	15名	第16期第3回市協委員会
	2023. 10. 20	伊岐須会館	17名	第16期第4回市協委員会
	2023. 12. 4	伊岐須会館	17名	第16期第5回市協委員会
	2024. 1. 26	伊岐須会館	17名	第16期第6回市協委員会
	2024. 2. 28	伊岐須会館	16名	第16期第7回市協委員会
	2024. 3. 27	伊岐須会館	19名	第16期第8回市協委員会
執行委員会	2023. 4. 7	市協事務所	5名	第15期第12回執行委員会
	2023. 5. 16	市協事務所	4名	第16期第1回執行委員会
	2023. 6. 8	市協事務所	4名	第16期第2回執行委員会
	2023. 6. 23	市協事務所	5名	第16期第3回執行委員会
	2023. 7. 10	市協事務所	5名	第16期第4回執行委員会
	2023. 8. 22	市協事務所	5名	第16期第5回執行委員会
	2023. 9. 19	市協事務所	5名	第16期第6回執行委員会
	2023. 10. 17	市協事務所	4名	第16期第7回執行委員会
	2024. 1. 26	市協事務所	4名	第16期第8回執行委員会
	2024. 2. 15	市協事務所	5名	第16期第9回執行委員会



同田ノ又	2023.11.5	各支部統括	20名	高齢者配食サービス
	2024.3.30	各支部統括	20名	高齢者配食サービス
人材育成	2023.6.27	伊岐須会館	7名	青年部代表者会議・集会
人権救済法				
産炭地関係	2023.4.17	伊岐須会館	3名	筑穂ぼた山鉱害復旧進捗報告
	2023.4.25	福岡合同庁舎	2名	産炭地 3局長交渉
	2023.4.19	伊岐須会館	1名	国土交通省との協議
	2023.4.26	若菜第2排水場	2名	排水ポンプ車訓練
	2023.5.2	吉田集会所	4名	吉田支部歩道拡幅協議
	2023.5.12	筑穂ぼた山	9名	筑穂ぼた山鉱害現地調査
	2023.5.18	浦田・上ノ原支部	5名	特定鉱害申出物件現地調査立会
	2023.5.19	花瀬地区	2名	大日寺川赤水現地調査立会
	2023.5.21~23	東京都	2名	産炭地中央交渉
	2023.5.25	伊岐須会館	1名	ジョグメックとの協議
	2023.6.1	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山状況報告
	2023.6.23	浦田支部現地	4名	浦田支部水路陥没確認調査
	2023.6.27	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山状況報告
	2023.6.30	伊岐須会館	2名	福岡労働局職業対策課との協議
	2023.7.3	伊岐須会館	2名	国土交通省との協議
	2023.7.4	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山状況報告
	2023.7.11	博多サンヒルズホテル	3名	産炭地 7機関交渉
	2023.7.13	伊岐須会館	1名	市民環境部との協議
	2023.7.14	筑穂ぼた山	5名	筑穂ぼた山現地調査
	2023.7.27	額田支部	1名	額田支部統括排水ポンプ現地確認
	2023.7.28	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2023.8.10	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2023.8.16	伊岐須会館	1名	遠賀川河川事務所長との協議
	2023.8.18	伊岐須会館	3名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2023.8.21	伊岐須会館	2名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
	2023.8.24	伊岐須会館	1名	国土交通省との協議
	2023.8.24	福岡県中小企業振興センター	2名	産炭地県交渉
	2023.8.31	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告

2023.9.4	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.9.11	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.9.13	伊岐須会館	1名	筑穂経済建設課長との協議
2023.9.21	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.9.29	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.10.3	吉田集会所	4名	吉田歩道拡幅協議
2023.10.4	嘉穂地協事務所	3名	産業廃棄物建設に関する協議
2023.10.5	伊岐須会館	2名	国土交通省との協議
2023.10.13	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.10.23	うすい人権啓発センター	2名	産炭地委員会
2023.10.29~31	東京都経済産業省	3名	産炭地中央交渉
2023.11.7	総田支部納骨堂	1名	都市建設部との協議
2023.11.8	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.11.13	伊岐須会館	1名	都市建設部との協議
2023.11.22	浦田支部ぼた山	4名	筑穂ぼた山鉱害状況現地立会
2023.11.28	伊岐須会館	2名	ジョグメックとの協議
2023.12.6	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.12.26	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.1.9	伊岐須会館	2名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.1.10	伊岐須会館	2名	福岡県農林振興課との協議
2024.1.17	伊岐須会館	2名	国土交通省との協議
2024.1.19	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.1.30	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.2.6	伊岐須会館	2名	ジョグメックとの協議
2024.2.19	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.2.26	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.2.27	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.2.29	浦田支部	4名	特定鉱害申出物件現地調査立会
2024.3.13	伊岐須会館	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.3.19	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2024.3.24	うすい人権啓発センター	1名	企画・地域振興部との学習会及び産炭地委員会
2024.3.28	市協事務所	1名	筑穂ぼた山鉱害状況報告
2023.5.12	嘉穂東高校	1名	第1回就職対策会議
2023.5.15	飯塚公共職業安定所	1名	嘉穂産炭地区就職困難者協議会第1回選考委員会
2023.5.17	解放センター	1名	労働対策部長会議・学習会
2023.5.17	解放センター	1名	環境対策部長会議・学習会
2023.5.25	解放センター	1名	農林水産部関係事業学習会
2023.5.24	解放センター	1名	第6回企業対策部長会議・学習会
2023.6.16	立岩人権啓発センター	1名	嘉穂・飯塚・桂川地区斜路保障協議会総会
2023.7.5	のがみプレジデント	2名	第27回筑豊ブロック全体協議会

2023年度 部落解放同盟飯塚市協議会決算書  
(2023年4月1日～2024年3月31日迄)

単位：円

労働対策	2023.7.6	須田交流センター別館	1名	差別種別地区企業内同和問題協議会第43回例会
	2023.7.7	立岩人権啓発センター	1名	第1回就職対策会議
	2023.8.23	吉塚合同庁舎	2名	第2回JAGグループ総務と事務担当者の関係強化会とアゼボ
	2023.9.1	立岩人権啓発センター	1名	第2回就職対策会議
	2023.9.28	飯塚公共職業安定所	1名	第2回中学校進路指導、入権、同和教育担当者会議
	2023.10.13	解放センター	1名	労働対策部長会議・学習会
	2023.11.17	飯塚公共職業安定所	1名	第4回就職対策部長会議
	2023.12.7	解放センター	1名	第73期第1回企業対策部長会議
その他	2023.10.15	福岡市冷泉公園	18名	狭山事件の再審を求める県民集会
	2023.11.6	福岡県生活衛生食品会館	3名	生活セクション交渉
	2023.11.29	福岡県生活衛生食品会館	3名	総括セクション交渉
	2023.12.22	伊岐領会館	8名	総括長会議
	2024.2.11	筑穂交流センター	3名	第49回泉種人権・開放学級実践交流会
	2024.2.4	コスモスコモン	1名	2023年度飯塚市人権・同和教育研究大会冬期講習
研修会	2023.5.1	福岡市立中央市民センター	14名	全九州水平社創立100周年記念集会
	2023.5.22～23	東京・星陵会館	1名	部落解放・人権政策確立要求第1次中央委員会
	2023.6.20～21	愛媛県県民文化会館	11名	第48回部落解放・人権西日本夏期講座
	2023.8.17～18	宮崎市民文化ホール	6名	第49回九州地区人権・同和教育夏期講座
	2023.8.19～20	C-WERしがき男女共同参画センター	3名	部落解放第56回全国高校生集会・第67回青年集会
	2023.10.7～8	熊本市総合体育館	18名	部落解放・人権確立第42回全九州研究集会
	2023.11.14～15	和歌山県民文化会館	5名	部落解放研究第56回全国集会
	2023.11.24～26	明石市アローズホール	3名	第74回全国人権・同和教育研究集会
	2023.12.25	高崎市なつき文化ホール	2名	第52回差別種別地区高校生人権・同和教育研究会
	2024.1.27～28	奈良市100年会館	5名	第44回全国人権保育研究集会
	2024.1.12	立岩人権啓発センター	100名	市協旗開き・飯塚水平社創立100周年記念講演
	2024.2.1～2	京都市勧業館	5名	第38回人権啓発研究集会
	2024.2.24	田川文化センター	2名	第62回福岡県人権・同和教育研究大会

【収入の部】

区分	予算額 A	決算額 B	決算額 B	決算額の予算額に対する増減比較 B-A
1 繰越金	118,961	118,961		0
2 会費	3,355,200	3,376,800		21,600
3 飯塚市補助金	20,028,000	16,481,771		-3,546,229
4 カンパ金	100,000	55,000		-45,000
5 雑収入	10,000	44		-9,956
計	23,612,161	20,032,576		-3,579,585

【歳出の部】

区分	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	D(=E+F)	決算額 補助対象外 F	補助対象外 F	不用額 G(=C-D)
1 人件費	8,382,200	0	8,382,200	6,903,727	6,903,727		1,478,473
①専従役員給与	7,040,000		7,040,000	5,890,000	5,890,000		1,150,000
②通勤費	82,200		82,200	77,400	77,400		4,800
③保険料	900,000		900,000	696,327	696,327		203,673
④非常勤役員行動費	360,000		360,000	240,000	240,000		120,000
2 事務所費	1,607,000		1,658,790	1,482,773	92,983		83,034
①維持費	400,000		400,000	379,276	379,276		20,724
②消耗品費	300,000	50,794	350,794	350,794			0
③食糧費	40,000	51,790	91,790	91,790	0	91,790	0
④委託料	1,000		1,000	0	0		1,000
⑤通信費	300,000		300,000	274,148	274,148		25,852
⑥印刷製本費	5,000		5,000	0	0		5,000
⑦賃借料	531,000	△52,502	478,498	458,040	458,040		20,458
⑧備品費	10,000		10,000	0	0		10,000
⑨事務所費その他	20,000	1,708	21,708	21,708	20,515	1,193	0
3 会議費	690,000		690,000	386,760	386,760		303,240
①県委員会	90,000		90,000	35,760	35,760		54,240
②市協委員会その他	600,000		600,000	351,000	351,000		249,000
4 事業費	6,911,760		6,911,760	5,614,280	5,614,280	705,920	591,560
①人権のまちづくり	158,000	97,300	255,300	255,300	255,300		0
②子ども支援	210,000	△97,300	112,700	34,420	34,420		78,280
③女性支援	720,000		720,000	575,120	575,120		144,880
④高齢者支援	720,000	△585,500	134,500	133,500	133,500		0
⑤人材育成	605,000	△289,520	315,480	130,500	130,500		184,980
⑥人権救済法	147,200		147,200	0	0		147,200
⑦産地関係	410,000	132,880	542,880	542,880	542,880		0
⑧研修会費	2,640,000	618,790	3,258,790	3,258,790	3,258,790		0
⑨費用弁償	70,000		70,000	42,000	42,000		28,000
⑩その他の行動	1,100,000	105,770	1,205,770	1,205,770	641,770	564,000	0
⑪救済費	5,000		5,000	0	0		5,000
⑫狭山	50,000	18,580	68,580	-68,580	0	68,580	0
⑬寄附費	76,560		76,560	73,340	0	73,340	3,220
5 大会費	893,800	0	893,800	316,460	294,860	21,600	577,340
①市協大会	50,000		50,000	21,600	0	21,600	28,400
②県連大会	159,200		159,200	77,480	77,480		81,720
③全国大会	684,600		684,600	217,380	217,380		467,220
6 調査費	1,864,000	0	1,864,000	1,799,371	1,799,371		64,629
①地区統括調査費	1,864,000		1,864,000	1,799,371	1,799,371		64,629
7 負担金	2,966,400	0	2,966,400	2,577,810		2,577,810	388,590
①県連会費	2,516,400		2,516,400	2,516,400		2,516,400	0
②負担金	450,000		450,000	61,410		61,410	388,590
8 渉外費	60,000	10,000	70,000	67,000		67,000	3,000
①渉外費	40,000		40,000	37,000		37,000	3,000
②慶弔費	20,000	10,000	30,000	30,000		30,000	0
9 予備費	237,001	△61,790	175,211	0			175,211
計	23,612,161	0	23,612,161	19,947,084	16,481,771	3,465,313	3,665,077

収入 20,032,576  
支出 19,947,084  
繰越 85,492

2024年 〃月 / 日 会計監査済  
監査委員  
監査委員  
監査委員

## 全日本同和会飯塚支部協議会 規約

### (総則)

第1条 本会は、全日本同和会飯塚支部協議会と称する。

第2条 本会の事務所は飯塚市内に置く。

### (目的及び運動)

第3条 本会は、同和問題の完全な解決を図ると共に、民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の三項目を基本線とし、その年々の情勢に即応して必要とする一切の運動を行う。

- 1 社会的施策の拡充・産業経済の伸長・教育文化の向上・生活環境の改善、啓発教育活動の強化を主軸とする総合的同和国策の樹立実行を強力に推進する。
- 2 地域住民の自覚と生活意識を高め、社会的、経済的地位の向上と生活環境の改善を図る。
- 3 婚姻・就職・職業・教育・居住・社交など一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発宣伝活動を行う。

### (組織)

第5条 本会は、本会の規約に賛成する同士を会員として組織する。

第6条 会員は、所定の会費を納め、本会の決定する方針、決議に基づき、積極的に活動する。

第7条 本会に次の役員を置く。

- |        |       |
|--------|-------|
| 1 支部長  | 1名    |
| 2 副支部長 | 1名    |
| 3 会計   | 1名    |
| 4 会計監査 | 2名    |
| 5 執行委員 | 10名以内 |

第8条 支部長、副支部長、会計、執行委員、監査は支部協議会総会にて選出する。

第9条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めるところにより、その職務を行う。

3 会計は本会の会計全般を担当する。

4 会計監査は本会の会計を監査する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会計)

第11条 本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第13条 本会の予算及び決算は、支部総会で承認を得なければならない。

第14条 本会の会費は月額400円とし、年額4,800円を会計年度内に納付するものとする。

### (その他)

第15条 旅費・手当等及び慶弔費等の支払いについては、「旅費・手当等及び慶弔費等の支払等に関する規程」により支払うものとする。

### (付則)

本規約は、平成19年4月1日より実施する。

令和5年度 事業報告書

月	会議名	会催場所	開催日	参加数
4月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	13日	1名
	飯塚支部執行委員会議	飯塚市	22日	7名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	23日	2名
5月	青年部理事会	東京	29日	1名
	第63回全国大会	東京	30日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	31日	2名
6月	福岡県連合理事及び支部長会議	北九州市	15日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
7月	青年部研修会	大阪	19日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
8月	女性部正副支部長会議	京都	23日	1名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	29日	2名
9月	九州連合会研修大会	熊本	5日	5名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日	2名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	24日	3名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	30日	12名
10月	女性部研修会	京都	17日	4名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日	2名
11月	正副支部長会議及び総務組織委員長会議	広島	2日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	24日	2名
12月	全国常任理事及び全国理事合同会議	東京	5日	2名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	23日	2名
1月	九州役員研修会	北九州市	18日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	26日	2名
2月	全国合同研修会	東京	15日	5名
	小峠東地区人権研修会	飯塚市	0日	0名
	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	25日	2名
3月	嘉飯地区協議会正副支部長会議	飯塚市	21日	2名
	飯塚支部三役会議	飯塚市	24日	3名
	飯塚支部執行委員会議及び監査会	飯塚市	31日	12名

令和5年度全日本同和会福岡県連合会飯塚支部協議会【決算書】

【収入の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	決算額 B	備考	決算額の子算額に対する増減比率 E
1	前年度繰越金	70,312	70,312		0
2	市補助金	2,548,000	2,548,000		0
3	会費	432,000	432,000	【自主財源】400円×12月×90人	0
4	雑入	10	10	【自主財源】	0
合計		3,050,322	3,050,322		

【歳出の部】 (単位:円)

項目	費目	予算額 A	流用額 B	現計予算額 C(=A+B)	決算額 D(=E+F)		備考	不用額 G(=C-D)
					補助対象 E	補助対象外 F		
1	行動費	728,000	0	728,000	728,000	728,000	支部長 16,000円×12ヶ月×1人 副支部長 8,000円×12ヶ月×1人 会計 8,000円×12ヶ月×1人 執行委員 4,000円×12ヶ月×7人 監査 4,000円(年額)×2人	0
2	旅費	1,465,000	45,554	1,510,554	1,510,554	1,401,000	一部自主財源	0
	1 大会旅費	400,000	△4,446	395,554	395,554	352,000	九州・全国大会等 研修旅費へ流用	0
	2 研修旅費	610,000	36,700	646,700	646,700	598,700	全国研修、九州地区研修等 旅費、予備費より流用	0
	3 会議旅費	455,000	13,300	468,300	468,300	450,300	支部三役、執行委員会議等 予備費より流用	0
						18,000	食糧費飲食費等は自主財源	0
3	活動費	352,000	0	352,000	342,000	342,000		10,000
	1 青年部	134,000		134,000	134,000	134,000	地域活動	0
	2 女性部	134,000		134,000	134,000	134,000	地域活動	0
	3 老人部	74,000		74,000	74,000	74,000	地域活動	0
	4 研修会費	10,000		10,000	0	0	地域での人権学習会等中止	10,000
4	事務局費	180,000	41,821	221,821	221,821	77,000	一部自主財源	0
	1 事務消耗品等	180,000	41,821	221,821	221,821	77,000	予備費より流用	0
5	慶弔費	10,000	0	10,000	0	0	自主財源	10,000
	1 慶弔費	10,000	0	10,000	0	0		10,000
6	地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	216,000 自主財源	0
	1 地協負担金	216,000	0	216,000	216,000	0	200円×12ヶ月×90人	0
7	予備費	99,322	△87,375	11,947	0	0		11,947
	1 予備費	99,322	△87,375	11,947	0	0		11,947
合計		3,050,322	0	3,050,322	3,018,375	2,548,000	470,375	31,947

収入済額 3,050,322 円 - 支出済額 3,018,375 円 = 31,947 円 (繰越金)

令和6年3月31日 上記のとおり、相違ないと認めます。

会計監査

会計監査

# 飯塚人権擁護委員協議会会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、飯塚人権擁護委員協議会と称する。

第2条 本会は、事務所を福岡法務局飯塚支局内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、人権擁護事業に関する能率的運営と組織的活動の促進を図り、もって真に平和と自由を愛する民主的地域社会の確立に努めることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝に関する事項
- (2) 民間に於ける人権擁護活動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員の職務に関し、必要な資料及び情報の収集
- (4) 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表
- (5) 人権擁護上必要がある場合に関係機関に対し意見を述べること
- (6) 人権擁護委員相互の連絡及び総合計画の樹立に関する事項
- (7) その他目的達成に必要な事項

## 第3章 組 織

第5条 本会は、福岡法務局飯塚支局管内の人権擁護委員をもって組織する。

## 第4章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1人
副会長	2人以内
常務委員	13人以内
事務局長	1人
監 事	2人

第7条 常務委員は、各地区に属する人権擁護委員の互選とする。

- 2 常務委員は、原則として飯塚市から7人以内、嘉麻市から4人以内、桂川町から1人とする。ただし、会長を選出した市町からは、新たに1人常務委員を選出することができる。
- 3 会長及び副会長は、常務委員会において選出する。
- 4 事務局長は、本会に所属する人権擁護委員の中から選出し、常務委員会の意見を聞いて会長が指名する。  
なお、事務局長は常務委員を兼任することができるものとする。
- 5 監事は、常務委員会において選任する。

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 3 副会長が会長の職務を行う順位は、会長の指名又は常務委員会で定める。
- 4 常務委員及び事務局長は、常務委員会を組織し、会務の執行にあたる。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに当該役員が選任されるまでの間、その職務を行う。

第10条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、常務委員会の推薦により会長が総会に諮ってこれを委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項につき会長の諮問に応じる。

## 第5章 会 議

第11条 本会の会議は、総会及び常務委員会とする。

第12条 本会の会議は会長が招集し、会議の際は会長が議長となる。ただし、会議の時期及び方法については、福岡法務局飯塚支局と協議しなければならない。

第13条 総会は、毎年1回これを開催する。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。

第14条 常務委員会は、必要に応じて開催する。

第15条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければこれを開催することができない。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 会議に出席することができない者は、あらかじめ通知された事項につき、その会議の出席者に議決を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。

第18条 会長は、特別の事情があるときは、文書をもって常務委員の意見を求め、その会議に代えることができる。

第19条 常務委員会は下記の事項を処理する。

- (1) 本会の任務を遂行するために必要な事項の企画立案及び実施に関する事項
- (2) 総会に附議すべき事項
- (3) 総会から附託された事項

## 附 則

この会則は、昭和28年 5月20日から施行する。  
この会則は、昭和62年 6月19日から施行する。  
この会則は、昭和63年 5月13日から施行する。  
この会則は、平成 元年 5月30日から施行する。  
この会則は、平成 4年 5月20日から施行する。  
この会則は、平成 4年11月12日から施行する。  
この会則は、平成 9年 5月23日から施行する。  
この会則は、平成11年 5月21日から施行する。  
この会則は、平成13年 5月18日から施行する。  
この会則は、平成15年 5月23日から施行する。  
この会則は、平成16年 5月21日から施行する。  
この会則は、平成19年 5月11日から施行する。  
この会則は、平成21年 5月15日から施行する。  
この会則は、令和 3年 4月23日から施行する。  
この会則は、令和 4年 4月27日から施行する。  
この会則は、令和 6年 4月26日から施行する。

(4) その他会長において必要と認めた事項

第20条 総会には下記の事項を附議する。

- (1) 会則の変更に関する事項
- (2) 収支の予算及び決算に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 財産の処分に関する事項
- (5) その他本会の運営についての重要な事項

第21条 福岡法務局飯塚支局長及びその指定する職員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第22条 本会が関係機関に対して述べる意見は、総会の意図に基づくものでなければならない。

第23条 本会の会議の議事は、これを記録しなければならない。

## 第6章 部 会

第24条 本会に同和問題専門部会、高齢者・障がい者問題専門部会、男女共同参画部会、こどもの人権専門部会を設ける。

- 2 委員は、各地区委員の互選により同和問題専門部会、高齢者・障害者問題専門部会、男女共同参画部会及びこどもの人権専門部会のいずれかの部会に所属するものとする。
- 3 各部会の部会長または部会長の指定する者は、常務委員会に出席することができる。

## 第7章 会 計

第25条 本会の会計は福岡法務局飯塚支局管内の市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする
- 3 本会の予算及び決算は、毎年総会にこれを報告して承認を得なければならない。

## 第8章 事 務 局

第26条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局の規定は、別にこれを定める。

## 第9章 会則の変更

第27条 本会の会則を変更しようとするときは、総会における出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

令和5年度収支決算書

単位：円

収入の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
①前年度繰越金	27,809	27,809	0		
②助成金	飯塚市	833,000	833,000	0	
	嘉麻市	236,000	236,000	0	
	桂川町	87,000	87,000	0	
③雑収入	1,000	3	△ 997	預金利息	
合計	1,184,809	1,183,812	△ 997		

支出の部

項目	予算額	決算額	増減	摘要	
①啓発活動費	(1)活動費	710,000	684,119	25,881	人権の花啓発活動(5校)、中学生人権作文 審査・表彰(17校)、各種人権啓発活動
	(2)部会費	120,000	151,392	△ 31,392	各部会啓発活動
	(3)諸謝金	30,000	15,000	15,000	研修会時講師謝礼
	小計	860,000	850,511	9,489	人権擁護委員の日・人権週間啓発活動 など
②会議費	(1)総会費	20,000	19,717	283	総会に係る経費
	(2)会議費	62,000	61,834	166	常務委員会その他各種会議に係る経費
	小計	82,000	81,551	449	
③研修費	(1)研修費	50,000	23,215	26,785	研修に係る経費
	(2)図書資料費	10,000	9,900	100	参考図書等
	(3)人権ふくおか費	20,000	18,110	1,890	
	(4)人権のひろば費	7,000	6,508	492	
	小計	87,000	57,733	29,267	
④事務費	(1)通信費	46,000	46,000	0	連絡用切手・葉書
	(2)事務用品費	60,000	59,935	65	事務用品・パソコンインク等
	小計	106,000	105,935	65	
⑤負担金	45,000	43,530	1,470	県運負担金	
⑥予備費	4,809	0	4,809		
合計	1,184,809	1,139,260	45,549		

収入額 支出額 差引残高  
1,183,812円 - 1,139,260円 = 44,552円

令和6年4月11日 監査の結果、上記のとおり相違ないことを確認しました

監事

監事

福岡県隣保館連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、福岡県隣保館連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 この会は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の速やかな解決を期するため、県内の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保事業の充実発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 隣保事業に関する連絡調整
- 二 隣保事業に関する調査研究
- 三 隣保事業担当職員研修
- 四 そのほか目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、原則として福岡県内の隣保館をもって組織し、全国隣保館連絡協議会に加盟する。

2 この会の運営を円滑に進めるため、地域ブロックを設ける。

3 地域ブロックに関する事項は、別に定める。

(役員)

第5条 この会に、次の役員をおく。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監査 2名

2 会長は各地域ブロック会長の中から互選により選出し、総会で承認する。

3 副会長は各ブロック会長とし、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

4 理事及び監査は、各地域ブロックの推薦により選出し、総会で承認する。

5 理事及び監査は、兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、会務の執行を決定する。

4 監査は、会計及び会務の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。役員に欠員が生じた場合は補充することができる。この場合において、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員再任は、これを妨げない。

(部 会)

第8条 この会には、第2条の目的を達成するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、理事会の議決を経て、設置するものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、特定事項について会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局は会長の指定するところに置く。

3 事務局に、事務局長その他の職員をおき、会長が任命する。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会並びに役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、第4条に規定する隣保館の代表者をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 事業計画及び予算の決定に関する事項
- 二 事業報告及び決算の承認に関する事項
- 三 その他総会で承認すべき事項

3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- 一 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 二 総会に付議すべき事項
- 三 そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 役員会は、会長及び副会長で構成し、会の執行すべき事項を企画・立案する。

(会議の開催)

第12条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに開催する。

3 理事会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(議決等)

第13条 会議は、その構成員の2分の1以上の出席により成立し、議事は、別にこの会則で規定するもののほか、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面評決)

第14条 会議が開催不能と予測される場合、書面をもって表決することができる。

2 書面評決は、会議の構成員の過半数の同意をもって決する。

(経 費)

第15条 この会の経費は、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(分担金)

第16条 第4条に規定する隣保館は、毎年度総会の決定するところにより、分担金を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第18条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

(委 任)

第19条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月25日から施行する。

一部改正

昭和47年8月30日	平成15年5月9日
昭和48年5月18日	平成20年5月9日
昭和50年5月15日	平成22年4月23日
昭和52年5月13日	平成26年4月28日
昭和54年5月11日	平成29年4月28日
平成元年4月25日	2020年4月28日
平成3年4月23日	2021年5月14日
平成12年6月1日	

## 福岡県隣保館連絡協議会運営要項

第1条 この要項は、福岡県隣保館連絡協議会会則（以下「会則」という）第19条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会則第4条第3項に規定する地域ブロックに関する事項は、別表1のとおりとする。

第3条 この要項は、理事会の議決を経て改正することができる。  
2 要項を改正した場合は、直近の総会において報告するものとする。

附 則

この要項は、平成29年4月28日から施行する。

嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会会則

改正 1983年7月11日  
 改正 1987年7月3日  
 改正 2006年8月31日  
 改正 2011年9月26日

2023年度福岡県隣保館連絡協議会一般会計及び特別会計収支決算  
 (2023.4.1~2024.3.31)

1 一般会計

(収入の部) (単位:円)

科目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 市町村分担金	5,170,000	0	5,170,000	5,170,000	0	館長のみ4館×5万 指導職員配置71館×7万
2 県補助金	1,910,000	0	1,910,000	1,910,000	0	福岡県補助金
3 雑収入	170	△156	14	14	0	預金利息
4 繰越金	424,830	0	424,830	424,830	0	前年度繰越金
収入合計	7,505,000	△156	7,504,844	7,504,844	0	

(支出の部) (単位:円)

科目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 負担金	3,550,000	55,000	3,605,000	3,602,000	3,000	全隣協負担金、九プロ負担金、 研修負担金
2 旅費	900,000	△55,000	845,000	470,700	374,300	理事会、女性代表者会議 研修・委員会への参加(宿泊費等)
3 報償費	80,000		80,000	74,000	6,000	研修会講師謝金
4 消耗品費	40,000	9,000	49,000	48,184	816	文具等
5 通信運搬費	80,000	△9,000	71,000	69,831	1,169	郵送料、インターネット通信料
6 使用料及び賃借料	30,000		30,000	28,063	1,937	事務所管理費及び研修会場代
7 事務局費	2,810,000		2,810,000	2,804,484	5,536	事務局賃金、通勤費、社会保険料、 雇用保険料、退職金積立
8 繰出金	10,000		10,000	10,000	0	特別会計へ
9 予備費	5,000	△156	4,844	3,300	1,544	
支出合計	7,505,000	△156	7,504,844	7,110,542	394,302	

収入合計 7,504,844円 - 支出合計 7,110,542円 = 394,302円 翌年度へ繰越

2 運営調整基金特別会計

(収入の部) (単位:円)

科目	予算額	補正額	予算現額	決算額	増減額	備考
1 前期繰越金	737,119	0	737,119	737,119	0	前年度繰越金
2 積立金	10,000	0	10,000	10,000	0	一般会計より
3 雑収入(利息等)	881	△873	8	8	0	預金利息
収入合計	748,000	△873	747,127	747,127	0	

(支出の部)

科目	予算額	補正額	予算現額	決算額	予算残額	備考
1 繰出金	1,000	0	1,000	0	1,000	
2 積立金	747,000	△873	746,127	0	746,127	
支出合計	748,000	△873	747,127	0	747,127	

収入合計 747,127円 - 支出合計 0円 = 747,127円 翌年度へ繰越

(名称及び設置)

第1条 この会は、嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会(略称「嘉飯桂隣保館連絡協議会」)と称し事務局を会長出身の隣保館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、同和対策審議会答申の精神に基づき、人権・同和問題のすみやかな解決を期するため、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館相互の有機的連携を強化し、もって隣保館事業の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 隣保館事業に関する連絡調整
- (2) 隣保館事業に関する調査研究
- (3) 隣保館職員の研修
- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、嘉麻市・飯塚市・桂川町の隣保館をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 書記 1名
  - (4) 監査 2名
- 2 会長・副会長及び監査は、会の中から互選により選任する。  
 3 書記は会長が任命する。

(役員の職務)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。  
 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。  
 3 監査はこの会の会計及び会務を監査する。  
 4 書記は会議の記録を行い、本会の会計及び事務を取り扱うものとする。

2023年度嘉麻・飯塚・桂川隣保館連絡協議会決算書

(単位:円)

収 入				
項 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
繰越金	72,508	72,508	0	前年度繰越金
分担金	60,000	60,000	0	各館負担金(10,000円×6館)
補助金	48,000	48,000	0	県隣協補助金(8,000円×6館)
雑収入	1,000	0	1,000	預金利息等
収入合計	181,508	180,508	1,000	

(単位:円)

支 出				
項 目	予算額	決算額	予算残額	備 考
会議費	5,000	0	5,000	講師 手土産代
研修費	150,000	76,000	74,000	九プロ研修会宿泊補助7,800円/1人 全九州水平社設立100周年記念式参加費12,000円/4人 筑豊ブロック研修会講師謝金25,000円/1人 全隣協ブロック統一学習会参加補助20,200円/1人 全隣協ブロック統一学習会宿泊補助10,000円/1人 全隣協ブロック統一学習会参加費補助1,000円/1人
需用費	5,000	0	5,000	
役務費	5,000	0	5,000	
交際費	3,000	0	3,000	
予備費	13,508	4,255	9,253	九プロ研修会駐車料補助800円 九プロ研修会宿泊キャンセル料3,455円/1人
支出合計	181,508	80,255	101,253	

収入合計 180,508円 - 支出合計 80,255円 = 次年度繰越金 100,253円

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任することができる。

(会議)

第8条 この会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

(会費)

第9条 この会の経費は、会費をもって支弁するものとする。

2. 前項の会費は、1館あたり年額1万円とする。

(会則の変更)

第10条 この会則は、6館の過半数の同意がなければ変更することができない。

付 則

この会則は、1979年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、1983年7月11日から施行する。

付 則

この会則は、1987年7月3日から施行する。

付 則

この会則は、2006年8月31日から施行する。

付 則

この会則は、2011年4月1日から施行する。

人権推進事業決算書(3年間)

(歳入)

(単位:千円)

科目名称	款	使用料及び手数料		県支出金			諸収入					
	項	使用料		県補助金		委託金	貸付金元利収入		雑入			
	目	総務使用料		総務費補助金	教育費補助金	総務費委託金	総務費貸付金元利収入		雑入			
	節	総務管理使用料		総務管理費補助金	教育総務費補助金	総務管理費委託金	総務管理費貸付金元利収入		雑入(自己負担金)		雑入(その他負担金)	雑入
	細節	人権啓発センター使用料	市有土地使用料	隣保館運営事業費補助金	人権・同和問題啓発事業費補助金	地域人権啓発活動活性化事業委託金	専修学校	結婚支度金	各種講座参加者負担金	複写機使用料	施設使用負担金	自動車損害保険解約金等
令和3年度		41	126	27,133	3,065	73	71	0	151	0	4	6
令和4年度		42	123	27,133	3,717	136	71	0	256	0	4	4
令和5年度		68	102	27,133	3,549	97	71	0	284	0	3	-

科目名称	款	A. 歳入合計	B. 歳出合計	一般財源 (B - A)
	項			
	目			
	節			
	細節			
令和3年度		30,670	189,663	158,993
令和4年度		31,486	203,118	171,632
令和5年度		31,307	216,141	184,834

(歳出)

(単位:千円)

科目名称	款	総務費															
	項	総務管理費															
	目	人権推進費															
	節	給料	職員手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	工事請負費	原材料費	備品購入費	負担金補助及び交付金	報酬	償還金 利子及び 割引料	公課費
令和3年度	27,569	14,017	9,128	1,438	145	3,712	1,498	3,899	667	582	19	26	17,199	10,327	155	8	
令和4年度	24,954	12,864	8,685	1,851	195	4,587	810	3,731	1,575	770	-	697	19,847	12,146	36	-	
令和5年度	23,412	12,743	8,760	1,788	193	4,433	812	5,617	1,629	9,529	-	543	20,104	14,157	35	-	

科目名称	款	教育費														歳出合計
	項	教育総務費														
	目	人権教育費														
	節	給料	職員手当等	共済費	報償費	旅費	需用費	役務費	委託料	使用料及び賃借料	備品購入費	負担金補助及び交付金	公課費	報酬	償還金 利子及び 割引料	
令和3年度	20,510	9,860	6,209	2,458	246	3,438	466	52,580	187	368	2,940	12	-	-	189,663	
令和4年度	22,888	12,094	7,519	4,232	1,208	2,451	375	53,160	268	648	3,221	38	2,150	118	203,118	
令和5年度	23,463	13,000	7,804	4,008	1,569	2,987	475	52,691	343	526	3,285	13	2,222	-	216,141	

# 補助金交付団体の役員の活動状況(人件費、出勤、業務内容)について

人権・同和政策課

1. 人件費・・・別添の部落解放同盟飯塚市協議会決算書を参照
2. 出勤状況・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表を参照
3. 業務内容・・・下記の部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告及び別添の活動報告を参照

○部落解放同盟飯塚市協議会役員出勤表(2023年度)

○部落解放同盟飯塚市協議会相談事業報告(2023年度)

【常勤役員】 (単位:日)

	書記長	財務委員長
4月	20	21
5月	20	20
6月	21	22
7月	19	19
8月	19	20
9月	20	18
10月	14	22
11月	0	19
12月	0	20
1月	0	18
2月	20	20
3月	19	21
計	172	240

【非常勤役員】 (単位:日)

	委員長	副委員長
4月	21	0
5月	21	0
6月	22	0
7月	20	0
8月	18	0
9月	21	0
10月	21	0
11月	19	0
12月	20	0
1月	17	0
2月	20	0
3月	21	0
計	241	0

(単位:件)

	相談項目	相談件数
1	就労相談	120
2	教育相談	46
3	生活相談	47
4	農業・商業相談	27
5	その他	4
合 計		244

※勤務時間 8:30～17:00

※令和5年度は副委員長空席

# 交流センター施設管理事業費について

まちづくり推進課

(単位:円)

節名称	交流センター施設管理事業費内訳						
	鎮西	菰田	立岩	飯塚東	飯塚片島	穂波	筑穂
需用費	3,918,267	1,805,574	2,291,730	1,858,184	3,073,866	4,829,062	5,074,301
役務費	194,193	183,293	240,913	183,580	188,147	344,554	356,331
委託料	4,378,757	4,187,946	5,906,478	4,661,479	3,256,619	6,204,000	6,170,250
使用料及び賃借料	13,650	108,690	108,690	13,650	13,650	13,650	13,650
工事請負費	0	0	0	0	1,182,500	1,125,300	0
原材料費	0	0	0	2,718	12,534	0	0
備品購入費	100,218	69,718	96,567	125,444	123,945	0	269,830
負担金補助及び交付金	0	0	0	0	0	0	30,000
公課費	8,200	0	8,200	8,200	0	11,600	17,000
計	8,613,285	6,355,221	8,652,578	6,853,255	7,851,261	12,528,166	11,931,362

節名称	交流センター施設管理事業費内訳					合計
	穎田	二瀬	幸袋	鯉田	庄内	
需用費	4,091,768	2,891,393	2,300,006	1,924,783	6,651,738	40,710,672
役務費	723,216	190,085	219,124	209,341	297,443	3,330,220
委託料	11,639,322	4,764,325	4,796,586	4,346,645	8,595,370	68,907,777
使用料及び賃借料	44,667	108,690	13,650	13,650	88,943	555,230
工事請負費	0	0	0	0	0	2,307,800
原材料費	0	0	0	0	0	15,252
備品購入費	49,500	69,231	123,233	68,252	0	1,095,938
負担金補助及び交付金	0	0	0	0	0	30,000
公課費	25,200	0	0	8,200	8,200	94,800
計	16,573,673	8,023,724	7,452,599	6,570,871	15,641,694	117,047,689

# 社会福祉施設の維持補修の実績

社会・障がい者福祉課

施設名	年度	維持補修費	内訳	維持補修内容
庄内保健福祉総合センターハーモニー	令和3年度	547,800	48,400	自動火災報知設備修繕
			385,000	ボイラー給湯配管修繕
			97,900	合併浄化槽原水槽水中ポンプ修繕
			16,500	自動扉開閉装置修繕
	令和4年度	227,040	55,000	脱衣室排水修繕
			33,000	給湯ボイラー修繕
			41,800	浴室出入口アルミ戸、戸車取替修繕
			20,680	ボイラー室内煙突点検口修繕
			17,600	網戸、戸車取替修繕
			58,960	各所床修繕
	令和5年度	597,300	180,400	厨房排水グリストラップ修繕
			37,400	調理室オートヒンジ取替修繕
			30,800	男子浴室アルミ戸取替修繕
			11,000	排水管詰まり直し修繕
			238,700	トップライト内塗装修繕
99,000			ロールスクリーン修繕	
穂波福祉総合センター	令和3年度	1,290,300	246,400	空調機修繕
			264,000	家族風呂ガス調整器取替修繕
			495,000	オイルポンプ修繕
			284,900	小浴場プログラムリレー及び大浴場フロースイッチ修繕
	令和4年度	1,448,700	497,200	集熱ポンプ修繕
			462,000	ボイラー室無圧ヒーター修繕
			489,500	ろ過装置集毛器フランジ部分取替修繕
	令和5年度	1,789,480	412,500	脱衣所系統空調室外機インバーター修繕
			499,400	北玄関外側・内側自動扉開閉装置修繕
			298,100	浴室内照明器具修繕
260,480			自動制御機器修繕	
			319,000	駐車場外灯修繕

**【備考】**

穂波福祉総合センター: 令和4年度から令和8年度までの基本協定では、1件あたりの見積額が20万円未満の場合は指定管理者の負担で、20万円以上は飯塚市の負担で実施している。

# 原油価格・物価高騰対策事業の成果について

生活応援臨時対策室

●基準日：令和5年12月1日

●申請期限：令和6年5月10日

		① 住民税均等割のみ課税世帯等臨時特別給付金	② 低所得者子育て世帯等臨時特別給付金
支給額		1世帯あたり 10万円	住民税非課税世帯等臨時特別給付金(7万円)及び ①の給付金(10万円)対象世帯のうち、 18歳以下の子ども1人あたり 5万円
令和5年度	支給件数	2,073件	3,282件
	支給額	207,300,000円	164,100,000円
令和6年度	給付金繰越額	54,900,000円	11,200,000円

## 長寿祝金・敬老祝品の実績推移

高齢者支援課

令和4年度(長寿祝金)						
1人あたりの 支給(相当)額	77歳	88歳	99歳	100歳以上		
	8,000円	15,000円	20,000円	30,000円		
支給者数	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	合計
	1,007人	828人	111人	79人	123人	2,148人
実績						長寿祝金
						28,756,000円

令和5年度(敬老祝品)						
1人あたりの 支給(相当)額	77歳	88歳	99歳	100歳以上		
	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円		
支給者数	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	合計
	1,623人	860人	91人	78人	122人	2,774人
実績						敬老祝品
						23,703,000円

令和6年度(敬老祝品)※9月1日時点						
1人あたりの 支給(相当)額	77歳	88歳	99歳	100歳以上		
	6,000円	10,000円	15,000円	20,000円		
支給対象者数	77歳	88歳	99歳	100歳	101歳以上	合計
	2,059人	860人	93人	69人	120人	3,201人
見込						敬老祝品
						26,129,000円

## シルバー人材センター補助金の実績推移

高齢者支援課

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材センター補助金	8,800,000	8,800,000	8,800,000	8,800,000	8,800,000
地域活性化環境事業費補助金	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
シルバーサポート事業費補助金	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
デジタル利用促進事業費補助金	-	-	-	-	2,000,000
合計	11,700,000	11,700,000	11,700,000	11,700,000	13,700,000

## 老人クラブ連合会活動推進事業費補助金の実績推移

高齢者支援課

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ連合会活動推進事業費補助金(A+B)	9,804,288	9,334,784	9,388,528	9,223,328	8,910,728
高齢者社会活動推進等事業((1)+(2)+(3))…A	7,952,688	7,483,184	7,536,928	7,371,728	7,059,128
(1)老人クラブ助成事業 (単位クラブ数×5,000円×12月)	5,700,000	5,520,000	5,400,000	5,280,000	4,920,000
(2)飯塚市老人クラブ連合会活動促進事業 (ア+イ+ウ)	1,128,688	1,098,184	1,075,928	1,051,728	1,015,128
ア.連合会活動助成(支部数5×100,000円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
イ.会員助成(加入会員数×72円)	248,688	230,184	215,928	199,728	187,128
ウ.支部クラブ助成(単位クラブ数×4,000円)	380,000	368,000	360,000	352,000	328,000
(3)健康づくり事業	1,124,000	865,000	1,061,000	1,040,000	1,124,000
老人クラブ活動推進員設置事業 …B	1,851,600	1,851,600	1,851,600	1,851,600	1,851,600
単位クラブ数(4月1日時点)	95	92	90	89	82
会員数(4月1日時点)	3,454	3,197	2,999	2,830	2,599

※令和元年度、令和2年度は老人クラブ助成補助金

## 児童発達支援給付費の実績推移

社会・障がい者福祉課

○給付費の決算額

(単位:円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児通所支援	児童発達支援給付費	305,649,702	336,270,704	448,167,714	505,675,997	530,949,361
	放課後等デイサービス給付費	462,364,876	522,784,694	597,620,518	699,829,359	882,972,828
	保育所等訪問支援	0	0	1,497,058	7,044,417	6,626,684

○年間利用件数

(単位:件数)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児通所支援	児童発達支援給付費	1,937	2,108	2,739	3,131	3,273
	放課後等デイサービス給付費	4,806	4,949	5,273	6,361	7,502
	保育所等訪問支援	0	0	39	112	174

○年間実利用人数

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児通所支援	児童発達支援給付費	176	197	246	265	287
	放課後等デイサービス給付費	317	336	394	460	543
	保育所等訪問支援	0	0	12	24	30

# サン・アビリティーズいづか指定管理委託料の推移及び改修工事実績

社会・障がい者福祉課

年度	指定管理委託料 (うち修繕料)	サン・アビリティーズいづか管理費 (直接経費)		維持補修費及び工事請負費内訳
		需用費	工事請負費	
令和元年度	20,334,088円 (593,088円)	699,600円	0円	(維持補修)多目的室前トップライト廻り漏水修繕 (維持補修)駐車場点字ブロック維持修繕
令和2年度	20,875,299円 (1,041,218円)	781,000円	37,400,000円	(維持補修)バスケット台修繕(2箇所) (維持補修)車いす専用駐車場敷アスファルト修繕 (維持補修)自動火災報知設備受信機修繕 (工事)外壁及びプール屋根防水改修工事
令和3年度	20,849,359円 (1,045,540円)	495,000円	0円	(維持補修)研修室ドア取替修繕
令和4年度	22,128,297円 (1,090,410円)	385,000円	12,366,200円	(維持補修)ろ過ポンプ修繕 (工事)電気設備改修工事
令和5年度	22,287,868円 (1,099,810円)	488,400円	5,393,300円	(維持補修)体育館面格子塗裝修繕 (工事)アリーナ照明改修工事

**【備考】**  
 平成28年度から令和2年度までの基本協定では、1件あたりの見積額が10万円未満の場合は指定管理者の負担で、10万円以上は飯塚市の負担で実施している。  
 令和3年度から令和7年度までの基本協定では、1件あたりの見積額が20万円未満の場合は指定管理者の負担で、20万円以上は飯塚市の負担で実施している。

## 集会所等整備事業の実績と計画

人権・同和政策課

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
集会所等整備事業費	32,070	13,430	8,931	7,463	30,267	18,942	3,430	3,057	19,595	3,342	140,527
(内訳)											
低環境集会所整備事業費	8,640	4,679			9,924						23,243
集会所整備事業費	23,430		8,763	4,304	14,405	12,587			19,595	3,342	86,426
低環境集会所移譲事業費					5,938	3,048		3,057			12,043
集会所移譲事業費		8,751	168	3,159		3,307	3,430				18,815

※計画については、地元調整が必要となるため、年次計画の作成をしていない。

## 保育士確保対策事業費関係の実績(助成金・補助金・貸付金)推移

保育課

①保育士確保対策事業にかかる利用状況(5年間)

### ・概要

事業名	内容	対象
飯塚市保育士修学資金貸付金事業	修学に必要な資金を貸付 貸付金額:1人あたり月額50,000円。 ただし、福岡県保育士修学資金貸付対象者は20,000円とする。	保育士養成施設に修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として勤務しようとする学生
飯塚市保育士生活資金貸付事業	生活に必要な資金の貸付 貸付金額:採用1年目20,000円、採用2年目15,000円、採用3年目10,000円	保育士養成施設を卒業後、2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、すでに勤務している者
飯塚市保育士就職緊急支援金事業	就職準備金(10万円)、引っ越し費用(上限20万円)として助成金を交付	常勤保育士として市内の私立保育所等に新規採用される保育士

### ・保育士確保対策事業の貸付状況

令和6年3月末日現在

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	備考
修学資金貸付件数	10	7	2	3	3	25	
生活資金貸付件数	10	10	7	6	3	36	
緊急支援金貸付件数	31	30	29	18	14	122	

②保育所等業務効率化事業にかかる事業実施状況

・概要

事業名	内容	ICT機能	補助基準額
ICT推進事業	保育所等の業務のICT化等を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備する。	①保育に関する計画・記録 ②園児の登園・降園の管理 ③保護者との連絡	1施設100万円

・事業実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
実施園数	9	0	2	11

ICT導入施設数(公立・私立)
31園/35園

③保育体制強化事業等にかかる事業実施状況

・概要

事業名	内容	要件	補助基準額
保育体制強化事業	「保育支援者の配置及び散歩等の児童の園外活動時の見守り等」に要する費用の一部を補助	保育士資格を有していない者で、以下の業務を行う。 ・設備・遊具等の清掃 ・給食の配膳等 ・寝具の用意等 ・外国人保護者の通訳等 ・園外活動の見守り等	保育支援者 1か所当たり月額 10万円(年額 120万円) 園外活動の見守り等 1か所当たり月額 4.5万円(年額 54万円) スポット支援員の配置 1か所当たり月額 4.5万円(年額 54万円) ※上記は合算可
保育補助者雇用強化事業	「保育補助者の雇上げ」に必要な費用の一部を補助	保育士資格を有していない者で、保育に関する40時間以上の実習(県子育て支援員研修または各園での実習)を受けた者	定員121名未満 1か所当たり年額 2,309,000円 定員121名以上 1か所当たり年額 4,618,000円

・事業実施状況

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
保育体制強化事業	8	5	5	18
保育補助者雇用強化事業		7	8	15

# 低所得子育て世帯生活支援特別給付金の成果

こども家庭課

## 【ひとり親世帯分】

区分		支給決定件数 (支給決定世帯数)	支給決定児童数	支給決定額 (支給決定児童数×5万円)	
積極支給		1,634件	2,722人	136,100,000円	※受給拒否0件
申請支給	年金受給者	6件	10人	500,000円	
	家計急変者	37件	70人	3,500,000円	
合計		1,677件	2,802人	140,100,000円	…①

「積極支給」…令和5年3月及4月分の児童扶養手当受給者

「年金受給者」…公的年金を受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない者

「家計急変者」…児童扶養手当を受給していないが、家計が急変し受給できる水準まで収入が減少した者

## 【ひとり親世帯以外分】

区分		支給決定件数 (支給決定世帯数)	支給決定児童数	支給決定額 (支給決定児童数×5万円)	
積極支給		854件	1,759人	87,950,000円	※受給拒否0件
申請支給	非課税世帯	59件	107人	5,350,000円	
	家計急変者	26件	61人	3,050,000円	
合計		939件	1,927人	96,350,000円	…②

「積極支給」…令和4年度に同給付金を受給した者

「非課税世帯」…令和5年度に新たに非課税世帯になった者

「家計急変者」…令和5年度は非課税世帯ではないが家計が急変し、非課税世帯の水準まで収入が減少した者

①+②= 236,450,000円

# 児童虐待防止関連事業の内容がわかるもの

こども家庭課

## ○乳児家庭全戸訪問事業費

### 1 目的

- ①生後4か月までの乳児の養育状況の把握  
赤ちゃんすくすく元気訪問員が訪問し、乳児の健康状態チェックを行う、また、子育て支援に関する情報提供等を行う
- ②児童虐待の未然防止  
家庭での養育状況や母親の状況を把握し、乳児家庭の孤立を防ぎ、行政や地域社会資源をつなぐファーストタッチの機会を設ける

### 2 事業費(令和5年度：決算額)

- 人件費(6,285千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.10人 会計年度任用職員：2.00人
- 報償費(534千円)  
出産祝品料 533,500円
- 需用費(212千円)  
消耗品費 68,420円 燃料費 143,328円
- 役務費(193千円)  
通信運搬費 134,362円 自動車損害共済 35,928円  
公用車定期点検手数料 22,176円
- 使用料及び賃借料(24千円)  
複写機借上料 23,940円

事業費 合計：7,247千円

### 3 実績

#### ①訪問件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問対象者	715件	658件	620件
訪問件数	686件	642件	614件
訪問率	95.9%	97.6%	99.0%

- ②令和5年2月から伴走型相談支援の実施  
国の制度改正により、妊産婦に寄り添った支援を実施
- ③未来の地域人財応援事業との連携  
第3子以降の出産時に10万円を支給する未来の地域人財応援事業の申請案内と受付を訪問の際に実施

## ○家庭児童相談事業費

### 1 目的

#### ①相談支援

飯塚市の全世帯を対象に、身近な相談窓口として、家庭における子どもに関する相談やひとり親家庭等の相談を電話や窓口で受け付け、必要な調査・助言・支援・指導等を行う

#### ②児童虐待の未然防止

必要に応じて児童相談所や警察などの関係機関と連携して、課題の解決を図っていく

### 2 事業費(令和5年度：決算額)

●人件費(6,902千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.25人 任期付職員：0.40人 会計年度任用職員：1.00人

●需用費(2千円)  
消耗品費 1,062円

●役務費(143千円)  
通信運搬費 142,373円 事業費 合計：7,046千円

※義務的経費で健康かるてシステムを改修し、内部事務の効率化・省力化を図った。

●人件費(398千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.05人

●委託料(968千円)  
健康かるてシステム改造委託料 968,000円

事業費 合計：1,366千円

### 3 実績

#### ①家庭児童相談の延件数

1年間に受け付けた相談及び対応の延件数

※児童虐待相談(身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト)、その他の養護相談(家庭環境など)、育成相談(不登校、性格行動相談等)保健相談、障がい相談、非行相談

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談	1,949件	2,912件	3,297件
その他の養護相談	1,259件	1,465件	1,437件
育成相談等	352件	176件	283件
合計	3,560件	4,553件	5,017件

#### ②母子父子相談の延件数

1年間に受け付けた相談や対応の延件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
母子相談	414件	426件	644件
父子相談	13件	65件	114件
合計	427件	491件	758件

# ○子ども家庭総合支援拠点運営事業費

## 1 目的

飯塚市内に居住する子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関する実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等を行う

具体的には「子ども家庭支援員」や「虐待対応専門員」等の専門職員を配置し、以下の業務を行う

- ①子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等)
- ②要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦への支援
- ③関係機関との連絡調整(要保護児童対策地域協議会、児童相談所等)

## 2 事業費(令和5年度：決算額)

- 人件費(16,983千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.35人 任期付職員：1.10人 会計年度任用職員：3.00人
- 報酬(2,800千円)  
子ども家庭総合支援員報酬 2,800,000円
- 旅費(627千円)  
費用弁償 155,340円 普通旅費 471,480円
- 需用費(152千円)  
消耗品費 121,395円 印刷製本費 30,246円
- 役務費(9千円)  
通信運搬費 8,524円
- 委託料(278千円)  
子ども家庭総合支援業務委託料 277,200円
- 負担金補助及び交付金(136千円)  
研修講習会負担金 135,400円

事業費 合計：20,983千円

## 3 実績

### ①子どもや子育てに関する情報提供・相談件数

社会福祉士の資格を有する子ども家庭支援員と、医師、心理担当支援員、弁護士、スーパーバイザー(SV)という専門職を配置し、国が定める基準より強化した体制で、多様化する児童虐待への対応や支援が必要とされる児童やその家族へより専門的な見地からのアドバイスを生かしたサポートを実施

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談	1,949件	2,912件	3,297件
その他の養護相談	1,259件	1,465件	1,437件
育成相談等	352件	176件	283件
合計	3,560件	4,553件	5,017件

### ②要支援児童・要保護児童・特定妊婦への支援人数

(年度末時点)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	99世帯(173人)	141世帯(255人)	136世帯(259人)
要支援児童	22世帯(36人)	35世帯(56人)	46世帯(103人)
特定妊婦	61人	42人	53人

### ③各種研修への参加

児童福祉司資格認定通信課程・西日本こども研修センターあかしの研修および虐待防止学会等に参加し、より専門的な知識の習得を実施

## ○支援対象児童等見守り強化事業費

### 1 目的

- ①特に支援が必要な児童や特定妊婦の支援  
主任児童委員や市が委託した訪問員が、生活必需品(飲食物や日用品)を携えて訪問することで、支援対象者を見守りを強化する
- ②地域社会から孤立しがちな子育て世帯の支援  
主任児童委員や市が委託した訪問員が、生活必需品(飲食物や日用品)を携えて訪問することで、孤立しがちな子育て世帯の見守りを強化する
- ③児童虐待の未然防止  
状況の把握や飲食物及び日用品(生活必需品)の提供を通じて、見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を図る

### 2 事業費(令和5年度：決算額)

- 人件費(3,098千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.30人 会計年度任用職員：0.26人
  - 委託料(2,390千円)  
支援対象児童等見守り強化事務委託料 2,389,499円
  - 負担金補助及び交付金(458千円)  
支援対象児童等見守り強化事業費補助金 457,579円
- 事業費 合計：5,946千円

### 3 実績

- ①令和4年度から訪問者に委託事業者を追加  
主任児童委員 (R3年度～)  
エフコープ生活協同組合 (R4年度～)  
※プロポーザル方式により業者選定
- ②訪問頻度  
主任児童委員 → 月1回程度  
エフコープ生活協同組合 → 週1回程度

訪問者	件数	令和4年度	令和5年度
主任児童委員	対象件数	14世帯(25人)	19世帯(31人)
	延べ訪問件数	116回	155回
委託業者	対象件数	8世帯(16人)	19世帯(28人)
	延べ訪問件数	64回	555回

# ○子どもの居場所づくり支援事業費

## 1 目的

子どもたちに無料または低廉で食事や地域住民との交流の場を定期的に提供することにより、子どもたちの居場所づくりをすすめ、子どもたちが健全で安心して過ごせる環境を充実させる。支援が必要な子どもがいた場合、行政等の必要な支援につなげ、子どもが健やかに育成される環境整備を促進する

- ①市内で子ども食堂を実施している団体に子ども食堂にかかる経費の一部を補助
- ②子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供・助言・相談等の支援を行うコーディネーターを配置

## 2 事業費(令和5年度：決算額)

- 人件費(1,828千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.23人
  - 委託料(990千円)  
子どもの居場所づくり業務委託料 990,000円
  - 負担金補助及び交付金(955千円)  
子どもの居場所づくり支援事業費補助金 955,000円
- 事業費 合計：3,773千円

## 3 実績

### ①子どもの居場所づくり支援事業費補助金

子ども食堂補助金の交付		令和4年度	令和5年度
開設・拡充費補助金交付	団体数	5団体	4団体
	金額	333千円	265千円
運営費補助金交付	団体数	5団体	4団体
	金額	550千円	690千円

子ども食堂の利用	令和4年度	令和5年度
延べ利用児童数	421人	1,399人
支援につなげた児童数	7人	9人

### ②子どもの居場所づくり業務委託

(コーディネーター業務)

委託事業者：NPO法人いるか

[コーディネーター業務の主な活動実績]

対象：実施または実施検討中の団体および個人

- ①ネットワーク構築 3団体
- ②物資提供 13回
- ③情報提供 15回
- ④研修会開催 3回

# ○ヤングケアラー支援事業費

## 1 目的

- ①ヤングケアラーや支援対象児童等がいる家庭の支援  
登録したヘルパーを派遣し、家庭において生活支援や育児支援を行う
- ②児童虐待の未然防止  
家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーや支援対象児童等の日常生活における負担を軽減し、子どもらしく生きる権利を回復し、子どもが自身の持つ能力を最大限発揮できるように支援する

## 2 事業費(令和5年度：決算額)

- 人件費(5,982千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.20人 会計年度任用職員：1.60人
  - 需用費(259千円)  
印刷製本費 210,000円 光熱水費 48,493円
  - 役務費(129千円)  
通信運搬費 128,711円
  - 委託料(285千円)  
ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料 284,139円
  - 備品購入費(615千円)  
器具費 614,724円
- 事業費 合計：7,269千円

## 3 実績

### ①相談件数

対象者区分		相談経路	
高校生	2件	高校	2件
中学生	4件	中学校	3件
小学生	3件	障がい者基幹相談支援センター	1件
合計	9件	家族・親族	2件
		自治会長	1件
		合計	9件

### ②ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料

	令和5年度	委託事業者
登録者数	3人	飯塚市シルバー人材センター
実利用者数	3人	飯塚市社会福祉協議会
延べ派遣件数	75件	一般社団法人 家庭教育研究機構 (フリースクールみんなのおうち)
利用時間	147時間	

### ③啓発活動

保育施設、小学校、中学校、高校、特別支援学校、自治会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、少年サポートセンター など

## ○要保護児童対策地域協議会費

### 1 目的

児童福祉法に規定する要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、飯塚市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行う場として、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、各関係機関が連携を取りながら要保護児童等に対する支援に努められるように事務の調整をする

また、児童虐待は、社会全体で解決すべき問題であるため、市民等に対して児童虐待防止のポスター掲示、講演会等で啓発し、児童虐待防止に関する深い関心と理解が得られるように取り組みを推進することにより、その充実と定着を図る

### 2 事業費(令和5年度：決算額)

- 人件費(10,558千円) ※事務事業評価シートから  
正職員：0.40人 任期付職員：0.5人 会計年度任用職員：1.70人
  - 報償費(167千円)  
虐待防止講演会講師謝礼金 100,000円  
要保護児童対策地域協議会委員謝礼金 67,000円
  - 需用費(313千円)  
消耗品費 94,457円 印刷製本費 218,200円
  - 役務費(37千円)  
通信運搬費 19,000円 手話通訳派遣手数料 18,000円
  - 備品購入費(4千円)  
図書費 3,080円
- 事業費 合計：11,078千円

### 3 実績

#### ①会議回数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
代表者会議	2回	3回	1回
実務者会議	8回	8回	8回
個別ケース検討会議	67回	54回	46回

#### ②進行管理件数

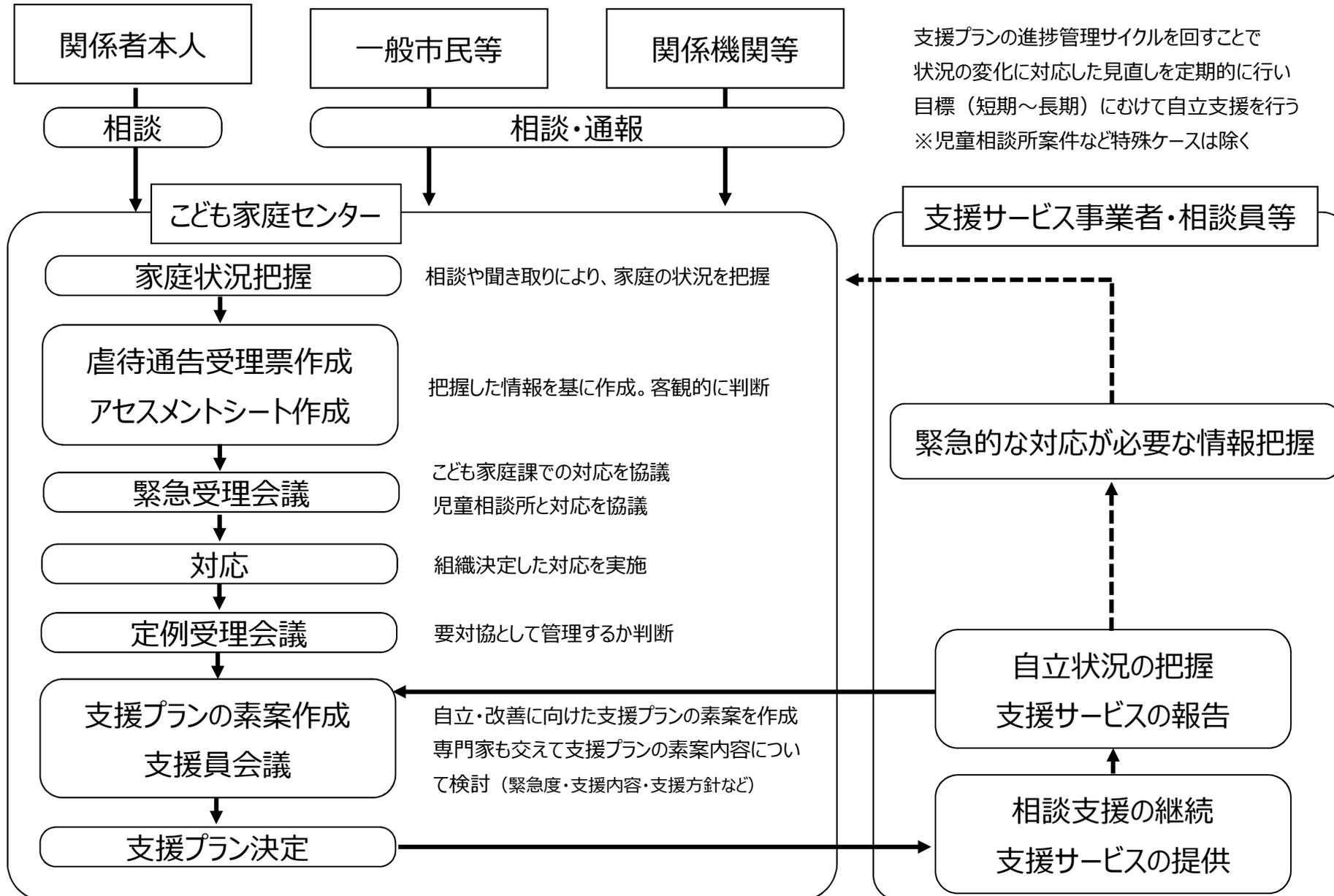
(年度末時点)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	99世帯(173人)	141世帯(255人)	136世帯(259人)
要支援児童	22世帯(36人)	35世帯(56人)	46世帯(103人)
特定妊婦	61人	42人	53人

#### ③その他講演会

区分	令和5年度
講演会	<p>日時：令和6年2月12日 13時30分～15時30分                      会場：イイツカコスモスコモン 中ホール                      主催：飯塚市                      共催：桂川町、飯塚病院、                      田川児童相談所、福岡県飯塚警察署                      演題：混乱するしつけ                      ～体罰としつけをめぐって～                      講師：山梨県立大学人間福祉学部                      西澤 哲 特任教授                      参加者数：179名</p>

# 虐待の状況、支援の状況の詳細がわかるもの

こども家庭課



# 電力・ガス・食料品等価格高騰対策事業の内訳

保育課

## ①私立保育所等物価高騰対策事業実施状況

### ・概要

事業名	内容	支援費目	補助額
物価高騰対策事業	原油価格・物価高騰により負担が生じている市内保育所及び認定こども園(幼保連携型・保育所型)に対し、燃料、電気、ガス等の負担を軽減するため支援金を支給するもの	①燃料(送迎バス) ②電気(高压受電) ③ガス(都市ガス)	①第1期:利用定員1人につき400円 第2期:利用定員1人につき800円 ②第1期:利用定員1人につき2,900円 第2期:利用定員1人につき1,800円 ③第1期:利用定員1人につき500円 第2期:利用定員1人につき100円

### ・事業実施状況

	燃料	電気	ガス	計	費目内訳	
					民生費	教育費
実施園数	1	5	1	7		
補助額(円)	36,000	2,632,000	96,000	2,764,000	2,728,000	36,000

## ②保育所等給食費支援事業実施状況

### ・概要

事業名	内容	要件	補助額
給食支援事業	物価高騰の影響で給食材料費等の負担増の影響を、給食の内容そのものや保護者への負担増によって対応するのではなく、各保育施設にこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を実施していただくために給食費の一部を補助するもの	令和4年度の給食費と比較して、値上げを行っていない施設	①1, 2号児童 各月初日の利用人数×徴収額に14%を乗じた額 ②3号児童 基本単価1,050円×各月初日時点の利用児童数

### ・事業実施状況

実施園数	25	(私立保育所 18園、幼保連携型認定こども園 6園、保育所型認定こども園 1園)
補助額(円)	26,735,492	※福岡県が直接補助をする幼稚園型認定こども園、幼稚園、届出保育施設は除く

## 児童クラブ運営等委託料の実績推移(3年間)

学校教育課

児童クラブ 運営等委託料	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	256,757,105円	274,030,945円	285,615,960円

## 児童クラブ運営状況(3年間)

学校教育課

児童 クラブ名	令和3年度(4月1日)						令和4年度(4月1日)						令和5年度(4月1日)					
	児童数 ( )内障がい児数			支援員等数			児童数 ( )内障がい児数			支援員等数			児童数 ( )内障がい児数			支援員等数		
	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計	1～3年	4～6年	合計	支援員	補助	合計
二瀬	81 (2)		81 (2)	4		4	74 (4)		74 (4)	4	1	5	58 (1)		58 (1)	4	1	5
幸袋	125 (3)	49 (5)	174 (8)	4	2	6	116 (3)	38 (2)	154 (5)	3	4	7	113 (2)	33	146 (2)	4	4	8
立岩	190 (3)	67 (3)	257 (6)	6	4	10	210 (3)	72 (1)	282 (4)	8	5	13	208 (4)	89	297 (4)	10	4	14
飯塚東	114 (1)	44 (1)	158 (2)	7	1	8	133 (1)	54 (1)	187 (2)	5	3	8	123 (1)	59	182 (1)	5	3	8
飯塚	56 (1)	24 (1)	80 (2)	4		4	49	21	70	4		4	58	14	72	4	1	5
菰田	47	20 (1)	67 (1)	3		3	39	21	60	3		3	42	20	62	3		3
鯉田	69	14	83	4		4	59 (3)	15	74 (3)	4	1	5	51 (1)	18 (1)	69 (2)	4	2	6
片島	116 (2)	34 (1)	150 (3)	5	2	7	106 (4)	39 (2)	145 (6)	5	3	8	110 (3)	56 (1)	166 (4)	7	5	12
飯塚鎮西	156 (3)	30	186 (3)	7	1	8	157 (2)	57	214 (2)	6	2	8	166	65 (1)	231 (1)	5	3	8
伊岐須	39 (2)	52 (3)	91 (5)	4	2	6	39	50 (1)	89 (1)	3	3	6	31 (1)	61	92 (1)	4	2	6
高田	17 (1)	5	22 (1)	2	1	3	17 (1)	10	27 (1)	3		3	12	10 (1)	22 (1)	3		3
椋本	82 (1)	17	99 (1)	3	1	4	91 (2)	17	108 (2)	3	1	4	105	25 (2)	130 (2)	3	2	5
穂波東	142 (7)	45 (2)	187 (9)	7	1	8	160 (6)	37 (3)	197 (9)	7	1	8	165 (6)	59 (3)	224 (9)	6	2	8
若菜	81 (1)	21	102 (1)	4	2	6	94 (1)	21 (1)	115 (2)	5	1	6	91 (3)	24	115 (3)	5	2	7
庄内	134 (1)	56 (1)	190 (2)	6	1	7	155 (4)	49	204 (4)	6	2	8	167 (3)	53 (3)	220 (6)	6	5	11
穎田	61 (3)	30 (3)	91 (6)	3	1	4	51 (7)	25 (2)	76 (9)	2	2	4	55 (6)	18 (3)	73 (9)	3	2	5
上穂波	59 (2)	23	82 (2)	4	1	5	56 (2)	14	70 (2)	4	1	5	49 (2)	18	67 (2)	3	2	5
大分	56	19	75	4		4	55	20	75	3	2	5	49	23	72	4	1	5
内野	13	3	16	2		2	14	7	21	2	1	3	13	6	19	2	1	3
合計	1,638 (33)	553 (21)	2,191 (54)	83	20	103	1,675 (43)	567 (13)	2,242 (56)	80	33	113	1,666 (33)	651 (15)	2,317 (48)	85	42	127

※( )内障がい児数は、障がい者手帳を所持している児童・特別支援学級に在籍している児童が対象。

※「支援員等数」の内、法令による支援員を「支援員」、支援員補助を「補助」と表記。(令和6年3月末の支援員等数:134名)

# 児童クラブ遊戯室におけるエアコンの設置状況がわかるもの

①遊戯室にエアコン無し

No	施設
1	二瀬
2	立岩
3	飯塚東
4	菰田
5	鯉田
6	片島
7	椋本
8	若菜
9	上穂波
10	大分
11	庄内

②遊戯室無し

No	施設
1	伊岐須
2	高田
3	内野

③遊戯室にエアコン有り

No	施設
1	幸袋
2	飯塚
3	飯塚鎮西
4	穂波東
5	穎田

# 児童館・児童センターの大規模改造事業がわかるもの

教育総務課

(単位:千円)

事業名	決算額	事業概要
庄内児童館大規模改造事業	256,754	
通信運搬費	33	電話線改修
水道工事検査手数料	5	上水道検査手数料
ごみ処理手数料	1,077	便槽内一般廃棄物処理作業
浄化槽検査手数料	12	浄化槽設置状況検査
備品等運搬費	1,468	備品等搬出入(児童用椅子、机、下駄箱、ロッカー、冷蔵庫、洗濯機等)
工事監理委託料	3,234	大規模改造工事に伴う工事監理委託
大規模改造工事	250,925	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模改修(その1)工事:116,160 (外壁・内装改修工事)</li> <li>・大規模改修(その2)工事:33,092 (外壁・内装改修工事)</li> <li>・大規模改修(防水・その1)工事:19,703 (管理棟・集会室棟の塩ビシート防水、ウレタン塗膜防水工事)</li> <li>・大規模改修(防水・その2)工事:5,383 (遊戯室棟のウレタン塗膜防水工事)</li> <li>・大規模改修(電気設備)工事:29,530 (電灯設備、動力設備、構内情報通信網通信設備等工事)</li> <li>・大規模改修(給排水衛生設備)工事:26,291 (衛生器具設備、給排水設備、浄化槽設備工事)</li> <li>・大規模改修(空調設備)工事:20,766 (空調機器設備、空調配管設備、換気機器設備等工事)</li> </ul>

事業名	決算額	事業概要
立岩児童センター大規模改造事業	1,624	
アスベスト含有測定調査委託料	1,624	石綿事前・分析調査委託

事業名	決算額	事業概要
飯塚東児童センター大規模改造事業	4,957	
設計委託料	3,333	実施設計・工事費積算業務委託
アスベスト含有測定調査委託料	1,624	石綿事前・分析調査委託

# 再生可能エネルギー導入目標等策定支援謝礼金の内容がわかるもの

環境整備課

再生可能エネルギー導入目標等のうち、重要事項である『地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成』『再エネ・省エネ設備導入目標の作成』『導入目標の実現に必要な施策及び指標の検討、重要な施策に関する構想の策定』については、学識経験者の有する高度な専門的知識・知見が必要不可欠である。

各事項については、関連する調査・推計結果等と併せて慎重に検討を行い策定するため、計5回の会議を行い、会議に係る情報収集、資料作成等を学識経験者2名(教授・准教授)に依頼することで、上述の事項の策定に際して高度な専門的知識・知見を取り入れることを目的とする。

各会議の開催につき、情報収集、資料作成等を執り行う2名が従事する内容を下表のとおり定め、時間あたりの単価については、令和5年度講師謝礼金単価表に準拠する。

令和5年度講師謝礼金単価表

区分	時間単価 (円)
大学教授、報道機関論税委員、国、地方公共団体等部長級	8,000
大学准教授、国、地方公共団体等課長級	6,000

## ●積算内訳

業務内容	教授 8,000 円/時間		准教授 6,000 円/時間	
	稼働時間	金額(円)	稼働時間	金額(円)
直接経費	68	544,000	69	414,000
その他経費	-	12,854	-	9,209
講師謝礼金計		556,854		423,209
内 源泉所得税(謝礼金額の10.21%)		56,854		43,209

## 再生可能エネルギー導入目標等策定支援委託料の内容がわかるもの

環境整備課

令和4年3月に策定した「第3次飯塚市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)」においては、市域における温室効果ガスの排出量について、2030年度までに2013年度比46%減、2050年度までに実質排出量をゼロとする目標を掲げている。

この目標を実現し、脱炭素社会の構築を実現するためには、市域において積極的に再生可能エネルギーを導入することが必要不可欠であり、再エネ導入をより効率的・計画的に推進するため、年度別の再生可能エネルギーの導入目標や、目標達成のための施策等を策定するもの。

### ●積算内訳

名 称	数量	単位	単価(円)	金額(円)
直接人件費(Ⅰ)				3,312,000
人件費	1	式	3,312,000	3,312,000
直接経費(Ⅱ)				2,304,910
調査費	1	式	1,393,710	1,393,710
有識者委員会開催	1	式	380,000	380,000
学会等における情報収集	1	式	200,000	200,000
その他業務諸経費	1	式	331,200	331,200
間接経費(Ⅲ)				694,000
一般管理費	1	式	694,000	694,000
小計(A)=(Ⅰ)+(Ⅱ)+(Ⅲ)				6,310,910
消費税相当額(B)				631,090
合計(A)+(B)				6,942,000

# ふくおか県央環境広域施設組合負担金の実績推移及び根拠

環境対策課

(単位:千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	金額	金額	金額	金額	金額
議会及び総務に関する経費	34,848	39,358	48,854	76,505	83,451
火葬場費	45,862	49,086	52,205	74,398	72,366
ごみ処理費	1,392,565	1,470,102	1,495,359	1,660,565	1,624,583
し尿処理費	458,732	516,701	503,008	540,534	648,721
公債費(汚泥再生処理センター分)	57,122	32,570	—	—	—
令和元年～令和5年度 負担額	1,989,129	2,107,817	2,099,426	2,352,002	2,429,121

※ふくおか県央環境広域施設組合条例第15条別表による飯塚市の負担割合により算出(人口割は当該年度の前年度の9月末日現在の住民基本台帳による数)

		合計額	合計額	合計額	合計額	合計額
負担金	環境対策課	1,767,059	1,842,249	1,846,826	2,060,778	2,103,348
	環境整備課	17,225	23,518	31,880	42,761	44,824
	環境センター	204,845	242,050	220,720	248,463	280,949
	合計	1,989,129	2,107,817	2,099,426	2,352,002	2,429,121

収集運搬体制及びルートがわかるもの

環境対策課

地区管内名	許可業者名等	収 集 担 当 区 域 名	可燃(曜日)
飯塚地区	・(有)イブキアメンティサービス	○東町東一部(筑豊葬祭周辺)	月・木
		○東町東 ○徳前第1・2・3・4 ○西町西 ○西町東 ○向町	火・金
	・(有)ファミリーエムケイ	○稲荷町 ○西町西 ○西町東 ○宮の下 ○吉原町 ○リバーサイド ○飯塚の一部 ○相田(相田団地) ○潤野 ○花瀬の一部	火・金
・市直営	○東町東 ○吉原町 ○御幸町 ○上本町 ○下本町 ○中本町	火・金	
片島地区	・(有)ファミリーエムケイ	○片島勝盛	火・金
	・(有)かいた環境開発工業	○片島栄町 ○片島本町 ○片島若宮	火・金
鯉田地区	・(有)ファミリーエムケイ	○鯉田上町 ○鯉田浦田 ○鯉田篠田 ○鯉田南町	月・木
	・(有)かいた環境開発工業	○鯉田栗尾 ○鯉田新町 ○鯉田東町 ○鯉田蛭子町 ○鯉田本町 ○鯉田柳町 ○鯉田 割町 ○鯉田簀子町	月・木
	・(有)イブキアメンティサービス	○愛宕団地 ○市の間	月・木
立岩地区	・市直営	○立岩	月・木
	・(有)ファミリーエムケイ	○立岩 ○芳雄 ○旧芳雄 ○新飯塚西 ○新飯塚東 ○柏の森	月・木
		○柏の森一部	火・金
	・(有)イブキアメンティサービス	○立岩 ○川島 ○久世ヶ浦 ○柏の森 ○柏の森一部	月・木 火・金
菰田地区	・(有)イブキアメンティサービス	○駅通り ○昭和通り ○中央通り ○南通り ○木の花 ○五穀神 ○大新 ○忠隈 ○鶴三緒 ○元宮	月・木
東・立岩地区	・(有)ファミリーエムケイ	○下三緒一部	月・木
東地区	・(有)イブキアメンティサービス	○下三緒 ○下三緒団地 ○上三緒第1・2・3・4 ○山内 ○三緒浦	火・金
	・(有)ファミリーエムケイ	○東が丘 ○柏の森ヒルズ	火・金
二瀬地区	・(有)森永産業	○けやき台 ○西川津 ○東川津 ○横田一部 ○西横田 ○南横田 ○旭ヶ丘 ○中央区 ○鶴三緒 ○高雄団地	月・木
		○高雄区4組 ○新相田 ○新二瀬 ○相田 ○相田団地 ○上相田 ○二瀬本町 ○新栄町 ○西伊岐須 ○西新町 ○東伊岐須 ○東新町 ○横田一部 ○新高雄 ○伊川 ○乙丸	火・金
		○東伊川 ○南伊川	
幸袋地区	・(有)石井産業	○第二目尾 ○勝負谷 ○第二勝負谷 ○薙野 ○浜生 ○目尾団地 ○吉北 ○吉北元町 ○幸袋新町 ○幸袋本町 ○栄町1丁目 ○津島 ○柳橋 ○三軒家	月・木
		○第二目尾 ○三軒家一部 ○ロワールイン幸袋 ○日ノ出町 ○池田 ○大谷町 ○幸袋西町 ○栄町3丁目 ○幸袋新町 ○井の浦 ○庄司 ○白旗団地 ○地産団地 ○中一 ○中三	火・金
	・(有)森永産業	○緑ヶ丘	月・木
鎮西地区	・(有)石井産業	○けやき台 ○明星寺 ○明星寺団地 ○黒萩 ○潤野上区 ○潤野下区 ○潤野牟田 ○花咲台 ○鶴三緒 ○東潤野	月・木
		○高雄区4組 ○建花寺 ○八木山 ○蓮台寺 ○県住花瀬 ○新花瀬 ○大日寺 ○花瀬	火・金

穂波地区	・(有)藤本組	○松ヶ瀬	○堀池	○天道	○平恒新町	○平恒本町	○平恒	○平恒中野	○平恒原口	月・木	
		○大陣	○楽市東区	○堀池東	○秋松	○忠隈一区	○忠隈二区	○忠隈宮下町	○忠隈北区		
		○忠隈	○忠隈三区	○南尾二区	○南尾	○三善	○南尾迎坂	○神ノ浦	○忠隈浦田		
		○忠隈泉町	○神ノ浦浦田	○楽市							
		○太郎丸一区	○椋本	○秋松西	○枝国三区	○枝国二区	○日鉄枝国	○枝国一区	○小正一区	火・金	
		○小正浦ノ原	○小正高畑	○小正三区	○小正二区	○小正水落(佐藤)	○久保白	○見田	○高田		
		○本谷	○舍利蔵	○西運送	○津原	○太郎丸二区	○安恒	○椿	○津原		
		○若菜	○弁分彼岸原	○市立病院	○弁分						
筑穂地区	・(株)瀧本衛生	○うぐいす台	○氷屋	○長尾東団地	○北古賀	○平塚	○出雲東			月・木	
		○大野	○久保山	○内住本村	○切畑	○大分	○黒石	○鶯塚	○大分駅前団地	火・金	
	○長楽寺団地	○楠台	○片山	○ニュータウン大分	○大分駅西						
	・(有)筑穂衛生	○浦田	○筑穂元吉	○嘉穂	○馬敷	○山口	○長尾	○市営住宅18	○市営住宅13	月・木	
○市営住宅12		○嘉穂(1組・2組)	○栄町	○阿恵	○内野(三町, 下揚, 上揚)	○弥山	○桑曲		火・金		
庄内地区	・(有)庄内衛生舎	○若草	○赤松	○関の台	○立	○持田	○庄内栄町	○大坪	○安丸	月・木	
		○旭町	○赤坂	○スダレ石	○新町一区	○新町二区	○筑前製鋼	○勝島	○筒野		
		○高倉	○入水	○山倉	○国道沿い						
		○本村	○有安	○藤田	○多田	○あさひ台	○光ヶ丘	○仁保	○大門	火・金	
	○庄内元吉	○有井	○有井二区	○有井三区	○雇用促進	○鳥羽	○柿田				
穎田地区	・(有)かいた環境開発工業	○牧野	○鹿毛馬上	○鹿毛馬中	○小峠	○小峠東	○小峠西	○明治1	○明治2	月・木	
		○東勢田1	○東勢田2	○東勢田3	○桜ヶ丘	○中央団地1	○中央団地2	○中央団地3	○中央東団地		
		○新立	○福門								
		○上勢田東	○上勢田西	○下勢田	○北勢田	○大畑	○西佐與	○鯉田東区	○東佐與	火・金	
○口原	○六反田	○七枝組	○石丸	○サンコーポラス	○木浦岐	○石丸団地1	○石丸団地2				
	○石丸団地3										

収集運搬体制及びルートがわかるもの

環境対策課

地区管内名	許可業者名等	収 集 担 当 区 域 名							
飯塚地区	・総合開発企業組合	○相田の一部	○伊川	○飯塚	○伊岐須の一部	○片島1丁目の一部	○上三緒の一部	○建花寺	○菰田西3丁目
		○下三緒の一部	○大日寺の一部	○徳前	○西徳前	○東徳前	○宮町	○八木山	○横 田
		○吉原町	○蓮台寺						
	・(有)深田環境衛生	○伊岐須の一部	○上三緒の一部	○川島	○柏の森の一部	○菰田西1丁目	○菰田西2丁目	○菰田東1丁目	○菰田東2丁目
		○下三緒の一部	○新飯塚	○新立岩	○立岩	○鶴三緒	○鯰 田	○芳雄町	
・(株)飯塚環境サービス	○上三緒の一部	○川津の一部	○柏の森の一部	○幸袋の一部	○下三緒の一部	○庄 司	○目 尾	○津 島	
	○中	○西町	○本町の一部	○柳 橋	○吉 北				
・新栄工業	○片島1丁目の一部	○片島2丁目	○片島3丁目	○川津の一部	○幸袋の一部	○大日寺の一部	○花瀬の一部	○本町の一部	
	○明星寺								
・市直営	○相田の一部	○相田(相田団地)	○潤野	○花瀬の一部					
穂波地区	・総合開発企業組合	○椿の一部	○弁分	○弁分彼岸原	○振興	○秋松西	○若菜	○枝国一区の一部	○枝国二区
		○枝国三区	○日鉄枝国						
	・(株)飯塚環境サービス	○平恒(西)	○平恒新町	○平恒本町	○平恒中野の一部	○飯塚工業団地の一部			
	・(株)ほなみ環境衛生工業	○松ヶ瀬	○秋松の一部	○楽市	○太郎丸一区	○太郎丸二区	○椋本	○久保白	○見田
		○高田	○本谷	○舍利蔵	○津原	○安恒	○小正一区(西)	○小正浦の原	○椿の一部
	・(有)矢次衛生	○天道	○楽市の一部						
・(有)光根清掃社	○忠隈浦田	○忠隈泉町	○南尾	○南尾二区	○南尾迎坂	○神の浦	○神の浦浦田	○平恒(東)	
	○平恒中野の一部	○平恒原口	○楽市東区	○大陣	○飯塚工業団地の一部				
・(有)諫山環境開発	○堀池	○堀池東	○秋松の一部	○忠隈一区	○忠隈二区	○忠隈宮下町	○忠隈北区	○忠営	
	○忠営二区	○忠営三区	○小正一区(東)	○小正二区	○小正三区	○小正高畑	○枝国一区の一部	○南尾の一部	
筑穂地区	・総合開発企業組合	○大野	○久保山	○内住本村	○切畑	○大分	○黒石	○鶯塚	○氷屋
		○嘉徳	○山口	○馬敷	○筑穂元吉	○浦田	○筑穂栄町	○長尾	○北古賀
	○平塚	○阿恵	○長楽寺団地	○長尾東団地	○出雲東	○楠台	○片山	○ニュータウン大分	
	○大分駅西								
・(有)諫山環境開発	○内野(三町, 下揚, 上揚)	○弥山	○桑曲						

庄内地区	・(有)深田環境衛生	○藤田	○有安	○多田	○仁保	○あさひ台	○大門	○庄内元吉	○有井
		○有井二区	○有井三区	○鳥羽					
	・(有)庄内衛生舎	○高倉	○筒野	○赤坂	○勝島	○筑前製鋼	○新町一区	○新町二区	○スタレ石
		○入水	○山倉	○旭町	○庄内栄町	○大坪	○持田	○安丸	○立
		○赤松	○本村	○関の台	○若草	○綱分			
穎田地区	・(有)かいた環境開発工業	○勢田	○鹿毛馬	○佐與	○口原				